

社会資本整備審議会  
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会  
第五回 公園緑地小委員会

日 時 平成19年1月29日

13:30～16:00

場 所 国土交通省6階618会議室

議 事 録

**【公園緑地課長】** 大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第5回公園緑地小委員会を開催させていただきます。私、司会を務めさせていただきます公園緑地課長の小川でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。なお、A委員、C委員におかれましては、本日、ご都合によりましてご欠席でございます。それから、本日、ご意見発表をお願いしておりますM専門委員、少々おくれておられますが、後ほどお見えになられると思います。

本日、ご出席いただきました委員は現時点で13名中10名でございます。議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は小委員会委員以外の方から先進事例のご紹介をいただくこととしております。ご紹介をさせていただきます。東京農業大学教授の浅野様です。

**【浅野教授】** 浅野でございます。よろしく願いいたします。

**【公園緑地課長】** 浅野教授には、後ほど園芸療法を中心とした紹介をお願いしております。

次に、配付資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料-1から4と参考資料-1から4まで、あわせまして8種類の資料と、委員の皆様には資料番号を振っておりませんが、「キャッチボールのできる公園づくり」のパンフレットをお配りしております。ご確認をお願いいたしまして、もし過不足がございましたらお申し出をいただきたく存じます。

資料のうち、参考資料-2につきましては、未定稿のため、委員のみにお配りしておりますが、第2回から第4回までの議事録でございます。第2回の議事録につきましては公表用でございます。こちらでホームページなどに公表させていただきます。第3回、第4回につきましては最終確認版でございます。資料内に送付先も入れてございますので、内容などに修正がございましたら、ご多忙中、恐縮ですけれども、2月13日、火曜日を目途に事務局までご連絡をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきたいと思いますので、これからの進行は委員長、どうぞよろしくお願い致します。

**【委員長】** 本日はお忙しいところ、皆様、お集まりくださいまして、どうもありがとうございます。それでは、早速でございますが、議事次第に基づきまして進行したいと思います。

いますが、一応、浅野先生のご発表とM専門委員のご発表、2つありますが、ちょっと小休止されますか。

【M専門委員】 大丈夫です。

【委員長】 順序どおりでいいですか。

【M専門委員】 はい。

【委員長】 それでは、到着早々、大変恐縮なんですけど、まずM専門委員にご発表をお願いしまして、その後、今日は特別に、浅野先生、わざわざどうも、本当にありがとうございます。非常に関連のあるテーマということで、いろいろ事務局のほうでご検討いただきまして、事前にご相談したところ、ご出席と、しかもなおかつ発表をご内諾いただきました。どうも本当にありがとうございました。

今日はお二人の方々の発表をもとに、またいろいろ議論を進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、どうぞよろしくお願ひします。

【M専門委員】 午前中の外来がどうしても長引まして、ぎりぎりで申し訳ございません。この会議の場所とちょっとかけ離れておまして、小児科の医者でございますので、子どもと緑というか、その辺について一般的な考察をさせていただきたいと思います。

初めに、簡単にパワーポイントでご提示をした後に、ビデオをちょっと見ていただきたいと思っております。

人間の哺乳というのは、ご存じかどうかわかりませんが、生後2週間ぐらいで吸うというのと休むというのが25秒と14秒ぐらいずつ、休む、吸う、休む、吸うというリズムが人間の赤ちゃんには組み込まれております。この吸う、休む、吸う、休むというのは人間にしか入っていない哺乳のシステムでして、霊長類もほとんどのすごい勢いで飲みますし、ご存じのように犬とか猫を飼っていらっしゃる人はおわかりだと思いますけれども、たくさんの子供が生まれて、お母さん猫とか、お母さん犬のところに来て、勝手に飲んで、すっといなくなるというようなことをするんですが、人間の場合にはこういうリズムがあります。

お母さんがそういう赤ちゃんを預けられたときにどういうことをするかというと、休むと揺するんですね。このごろ、揺さぶられっ子症候群という虐待児の問題があつて、お母さんで「ゆすつていいですか」なんていうことを聞く人がいるんですけども、赤ちゃんは揺されるのが大好きで、休むと大体、3秒ぐらいお母さんは「あっ、どうしたのかし

ら」と思った後に、8秒ぐらい揺ります、一般的に。8秒ぐらい揺すって、ちょっとおくれると赤ちゃんがもう1回、3秒ぐらいで吸い始めるというようなリズムがあるんですね。揺すられるということは、赤ちゃんにとって非常に気持ちがいいことなんで、揺すられている間は哺乳を始めません。だけど、とめるとはっと気がついたように、3秒ぐらいしておっぱいを吸い始めるというようなことがあります。

今、生まれて間もなくの赤ちゃんのことをお話ししましたがけれども、2週間でした。今度、生後2箇月、8週間ぐらいなると、吸う、休む、吸う、休むのリズムが12秒、7秒ぐらいに、すごく早くなります。お母さんも「あっ、どうしたのかしら」なんて思わずに、すぐ揺する。すぐ揺すって、4秒ぐらいの揺すりを赤ちゃんに与えるんですけれども、やめるとすぐ吸うというようなことが赤ちゃんの中にあるんですね。これはそういうリズムがちゃんとでき上がっていくというようなことで、どうしてだろうと。何で休むのかというのはかなり大きな問題でして、口の中にミルクがいっぱいたまるのかと。それで、息が苦しくなるからか、くたびれるからかとかいろんなことを考えて、実験をやってみても、どれでもないんです。やっぱり、私たちの体の中には母親と子どもが双方の行動パターンとして、休むとか吸うとかということを1つのきっかけにして、お互いがかかわり合うというようなことが組み込んであるということがわかります。

種として保存している形質の一部が私たちの中にあって、この遺伝子が人間の中に組み込まれたことによって、私たちの言葉ができて、コミュニケーションが発達したとされているんですね。こういう500万年から600万年に私たちができ上がって、その後、1万年あまり前に農耕とか牧畜が始まりました。499万年は狩猟をやっていたわけです。自然は、ここの1万年ぐらいの間にもものすごい勢いで壊されました。豊かさの抱える問題点というのは、やっぱり人工化する環境、私たち人間は適応し得るのかと。大体、揺するという自体もお母さんは「揺さぶられっ子」ということを1つの心配のもととして聞いてくるような時代になっていて、自分の感覚を重要に思うことが難しくなっているという現実があります。

そういう中で、緑とか揺らぎとか、霊長類が持つ緑とか揺れるとかということの意味は、私たちの理解を超えた形質的な問題としてかなり深く考えてあげないといけないというように思います。緑、風、人間の声、自然の音、群れをつくる、そういうようなこと、猿がやっていたようなことを私たちが忘れてしまうと、とても困ったことになる。

実際、私たちは10年ぐらい前から小児がんの子どものキャンプをしているんですけれ

ども、キャンプは「がんだよ」ということを知らされた子どもたち、それから治療中の子どもたちもみんな入れて、10年前はまだ告知というのは小児がんの領域では一般的ではありませんでしたので、マイノリティーの子どもたちを集めて緑の中に置こうというようなことを始めました。

2年目から、せっかくやっているんだから、きちんと記録をとろうということで、映画をつくっています。今、9本でき上がったんですけども、何せ出ている子どもたちが緑の中で比較的自分の本音を話すもんですから、公開してもらっては困るというようなことがあって、最初はベネチアを目指してつくった映画なんです。冗談だと思われるかもしれませんが、冗談じゃなくて、ベネチアへ行くぐらいものをつくろうということで始まったんですが、今のところまだ一、二本ぐらいしか公開されていません。

今日はその一部分を、子どもたちが緑の中でどんなふうな、もちろん夜は子どもたち同士の話し合いがあるわけですが、日中どんな話をしてくれるかというのをちょっと見ていただいて、緑の大切さというのを実感していただければと思います。

それでは、ビデオをお願いします。10本ぐらいあるビデオの3本から、適当に自分で抜いてきたもんですから、つながり目のところなんかがあんまり……。これは浅野先生もかかわっている北海道のキャンプ場にしようというところの……。

(ビデオ上映)

これは2004年の北海道での模様ですけれども。

この映画は6作目で、北海道の2004年のやつです。次は、その次の年の清里ですが、ここからは子どもたちがインタビューに答えるところが出てきます。

これは去年の清里です。

この子どもたちは小児がんで一生懸命、病気と闘ってきて、人間がつくられてきているということはあるんですけども、こういう緑の中に置いてインタビューをすると、本当に自分の気持ちをきちんと素直に話ができる。普段、都会の中でインタビューをしようと思っても、なかなか出てこないあんな話がこの映画の中にたくさん出てきます。テレビとか、ラジオとかそういうようなものを全部シャットアウトして、人間の声と鳥の声と、それから楽器と自然の風の音を聞かせるとかというようなことをすると、非常に人間が生き返るというようなことが実際、やってもわかりますし、こういうビデオを見ていただいてもわかると思います。私たちの中に組み込まれている特別の遺伝子というようなことをもう少し強調する必要があるというふうに、小児科医としては思います。

どうもありがとうございました。

**【委員長】** それでは、どうもご発表、ありがとうございました。ただいまのM専門委員からの発表につきまして、皆さん、何かご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。しばらくちょっと自由討議の時間にしたいと思います。よろしくお願ひします。はい、どうぞ。

**【E委員】** とても感動しました。お聞きしたいことは、あれだけ広大な自然の中で子どもたちの感覚と、例えば同じように具合が悪いときに近くの日比谷公園に連れて行って、お散歩をさせるということとはやっぱり違いますか。

**【M専門委員】** 自然の中に出して、風の中に置くというような、緑があるというだけで随分違うと思います。ただ、時間の経過というのがありまして、緑の中にどっぷりつけるというのと、ずっと経過させるというのでは随分、子どもたちの心のほぐれ方も違うと思うんです。ただ病院の中において、うちの病院のすぐそばに公園があつて、そこにバーベキューの炉が、中央区がつくってくれているのがあるんですけども、そこにバーベキューをしに行つて、しばらく芝生の上にいるというだけで子どもたちは元気になることはなりません。ただ、ああいうねじれた感じの、すごく難しい状況をふわっと戻すには、やはり時間を長く、そういうところに置いておくということが有効のような気がいたします。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。ほかにどなたかありませんか。それでは、どうぞ。

**【I専門委員】** 最近、子どもの犯罪が非常に多いんですが、子どもの精神的な面と自然との関係というのは何かあるんでしょうか。

**【M専門委員】** 一番大切なのは命が非常にはかないもので、大事なもんだということを感じ覚的にわかつてもらうということが非常に重要だと思うんです。がんの子どもたちというか、病気を経験した子どもたちは周りで友達が亡くなつたりとか、そういうようなことを十分に経験していますので、その感覚は十分なんです。でも、一般的に今の子どもたちで、犯罪がとて多いというようなことは人間と人間のコミュニケーションの欠如と、あと相手の気持ちをわかるというようなことがなかなかほかのメディア、テレビとかゲームとか、そういうようなもので邪魔されて、ゆっくり相手のことを思うということができなくなっているというかわいそうさは確かにあると思います。

自然の中で、夜ずっとテレビを見せたら、ほとんど同じ感じになってしまうと思うんですけども、あの子どもたちはテレビは夜は見ないと。それで、お互いの話し合いを2日

か3日、自分がどんな思いで病気と闘ったかとか、お母さんとお父さんがどうだとか、友達の話とか、今後どうするかみたいな話をすると、私たちもわかることのできるような子どもが再生しますよね。そんな感じがいたします。

【I専門委員】 ありがとうございます。

【委員長】 それでは、J専門委員。

【J専門委員】 清里でのが2回ありましたけれども、あれはキープ協会とかとは関係があるんですか。

【M専門委員】 聖路加は同じ聖光会の関係で、キープを使うときにはある程度の便宜を図ってくれるということで、使いやすいですけれども、今は全然……、あそこに自然学校という、もともと清里の聖路加病院というか、農村医療をやっていた診療所を壊して、そういうレンジャーなんかを置いて、ハイキングをさせようみたいな学校ができ上がってしまって、白川郷のトヨタの自然学校と同じようなものですが、そんな学校があるということだけで、キープと特別に関係はありません。

【J専門委員】 ああ、そうですか。私も万博の中で、いろんなNGO、NPOとかかわった中で、皆さんが本当にやられているのはつながりをもう一度、回復しようということがあって、そんなことで今日はすごく具体的な事例を見せていただいたんで、本当にすばらしいと思いました。

今、いろいろな企業とかも青少年教育……、環境と青少年教育みたいなのをつなげてやろうとしているんですが、こういう本当のニーズのあるところにまではまだまだ行っていないと思うんです。

【M専門委員】 おとしですかね、白川郷でやったんですけれども、日本の自然の何ていうか、プライベートな意見を言わせていただくと、もともと日本の自然が人間の力によって切り開かれていくときに、あまり機械的な力を使わず、こつこつ切り開かれた自然というのが、どちらかというところこういう小さな国土の中には重要なんだと思うんです。今はもう大きな、バリバリやるようなブルドーザーとか、そういうのができ上がってきたために、清里と白川郷を比べますと、清里は長い時間かけてこつこつやってきて、自然がまた盛り返しているという感じがするんですが、白川郷はまだできたてで、バリカンで頭を刈られたみたいに、ちょっとかわいそうな感じがするような気がいたしました。子どもをその中に置いても、自然がもうちょっと盛り返してきたらキャンプ場もよくなるのというような気が少ししました。

【J専門委員】      ありがとうございます。

【委員長】      それで、本日、実は二人の委員の方が途中で退席されますので、少し議事を急ぎたいと思います。また、後で時間の許す範囲でいろいろご発表の方にご質問とか、結構だと思いますので、申し訳ないんですが、浅野先生から発表をよろしくお願いします。

【浅野教授】      私、今日は園芸療法というのについてご説明をするようにと申しつかりました。たくさんパワーポイントを持ってきたんですけども、できるだけ写真を見ていただいたほうがわかりやすいかなと思いましたので、少しスピードを上げてご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

園芸療法は、実はPlants assisted therapy、植物介在療法というのが正式名称だと私たちは提示しております。園芸療法とは何かなんですが、園芸療法というのは実は環境療法の一部です。ミリューセラピーという言葉、少し耳なれないかもわからないんですが、エンバイロメントという、いわゆるエコロジーとか環境というよりも、もう少し人間の魂と共鳴するという、間性、間合いのようなものを言い得ている言葉がミリューというんですけども、ミリューセラピーというものです。

実は、それは空間が必要で、それを活用する支援者が必要で、そして道具です。その患者に合う道具。例えば、動物介在療法もこの構図が成り立ちますし、音楽療法もこの構図が成り立ちます。クライアントといいます患者が時間軸にのっかって自分の魂をケアしていく。これがミリューセラピーの構造です。それを生きた植物、園芸療法と呼ばれるものにかえていきますと、まず生きた植物があること。そして、患者がいること。そして、その患者の治療のゴールがあることというのが3つの条件になってきます。

園芸療法というのは、Horticultural Therapyというふうに、よく日本語では訳されるんですが、実は多くの場合はPlants assisted therapy、植物介在療法という意味を持っております。

それはどうしてかという、要するに多様なクライアントに対して、植物をいろんな形で、種を使うときも、花を使うときも、あるいは地面だけを使うときもありますが、そういうふうに活用していきます。いつでも、どこでも、対象者に合わせることができるのが実はPlants assisted therapyの特徴です。

ですから、深い森を言葉を介さず静かに歩く。先ほどのM専門委員のお話にもありましたが、鳥の声や、いわゆる風の音だけに耳を傾けて、ただ黙々とセラピストと歩くということもあります。あるいは、もみじの紅葉を見たり、棚田を使って水田をつくるということ



もあります。里山を使います。そして、自分の家の庭であるとか、近所の休耕田を借りて、そこで何かをつくるということもあります。実は、テーブルの上にある一握りの土を使って、あるいは小さなオアシスを使って行うこともできます。すなわち、Plants assisted therapyというのは人と植物の癒しの関係をどう具現化していくかということにあります。

植物と人間の関係を癒しで見ますと、感覚器でいわゆる癒すもの、そして運動行為をもって癒すものという2つのパターンがございます。例えば、感じる、センサリーな部分では見て、におって、音で聞いて、味わってというようなもので、生理的な効果、心理的な効果、精神的な効果を得ることができます。あるいは、運動行為を行うということによりまして、身体効果、精神的効果、あるいは社会的効果というものを得られる場合があります。

それでは、何のためにPlants assisted therapyというのがあるのかということなのですが、実はこれは内発的リハビリテーションと私たちは呼んでいます。内発的リハビリテーションというのは何かというと、軍隊式のこうしなければ体が動かなくなるよというのではなくて、みずからがやってみたいと思うような気持ちにさせる。いわゆる、与えられるリハビリテーションから積極的なリハビリテーションに植物を介在させることによって動かしていく。より生きる方向に向けていくというふうなことなのですが。

身体リハ、精神リハ、それから認知症の高齢者、子ども、更正施設、ホスピス、そして日本ではまだ非常に少ないんですけども、家族のレスパイト。要するに、家族もともに休ませてあげるというふうなケアにも植物は使われます。

例えば、これは身体リハビリテーションの1例なのですが、1リットルのお水を動かすのと、1キロの重りを作業療法室で動かすのと、作業としては同じですが、それをどう内発的なリハビリテーションに結びつけていくか。お豆をつかんで右のおわんから左のおわんに動かすようなこともあります。どうやればこういうふうにはさみを使って、巧緻的な作業に結びつけていくか。

あるいは、精神疾患の人たちというのは土を耕すというのに非常に大きな力を使います。エネルギーの発散と雑草を抜くというような巧緻的な作業を組み合わせることができます。認知症の高齢者に朝が来て、歯を磨き、服を着かえて出ていき、そして日の光の中で疲れを感じて夜ぐっすり眠る。こういう昼夜逆転に使われたりします。

後でお見せしますが、子どものリハビリテーションというのにも非常に効果があります。特に、被虐待児の虐待の連鎖を切る。いわゆる、信じていいものを世の中に見出させると

ということに対して、植物の命の循環というのは非常に大事だと感じます。それから、今、申し上げたのと近いんですけども、社会的な部分での規範。いろんなものを教えていくという更生施設。これは、エイズの病院の絵なんですけれども、孤独感の緩和であるとか、ターミナルなケアの心の充足というのにも用意されます。それから、ケアする人へのレスパイトケアということで、家族とともにこういう作業を行うことによって、家族が一時、癒される。そういうふうなことにも使われます。

それでは、本当にそれはまゆつばではなくて大丈夫なのかということになるんですが、なかなかこれがなくて、たまたま私どもの研究室でやったものを少しだけご紹介しようと思います。これは75歳と42歳の脳梗塞の方なんですけど、その方たちに週に2回、ほかのリハビリテーションをしながらプラス園芸療法をしていただいた例です。例えば、色塗りであるとか、花壇をこういうふうにつくっていくとかということなんです。雨の日もできるように、いろいろなものを考えてプログラムをします。

これは75歳の方ですが、やる前とやった後なんですけど、前頭葉にかなりの血流の賦活が見られています。これはファンクショナルMRIで撮っております。同じく、42歳の方はかなりはっきりとした賦活が見られると評価されております。

それでは、認知症にはどうなのかということなんですけど、これは週1回、園芸療法をデイケアでさせていただいたときの例です。こういうふうに来ていただいて、ただのレクリエーションのときにきちっと目標をつくってやったという例なんですけど、11人の方のフィルムですね、その理解度、表出、感情交流ですか、問題解決、記憶、そういったものがほぼすべての人たちに上がっている。それぞれ多い少ないはありますが、上がっているというふうに評価されます。

実は、そういうEBM (Evidence-based medicine) の、M専門委員なんかのご専門なんですけど、そういうことと違って、一人の人間がどう変化するかというものを実はずっと追っていくほうがPlants assisted therapyらしいんですけども、これは被虐待児で脳挫傷となりまして、それで手術をした車いすの子に8箇月、園芸療法をやった例です。

これは疑い深いという子どもの最初の絵なんです。大きな白い画用紙に、クレヨンも色鉛筆もいろいろあるんですけど、とがった鉛筆でこれだけの絵しかかけなかったんです。その子がこうやって8箇月間、植物を育てて、この子のアマリリスを外で植えました。そして、その子の絵も最後には太陽が出て、家があって、お友達がいて、チューリップが咲くという絵に変わってまいりました。

それが本当にエビデンスかということになるんですけども、そういうものをよしとして、都市部において園芸療法をどういうふうに活用していったらいいかというのを私なりにご提案を兼ねて申し上げます。

ベランダや個人の庭を利用して活用する、公園を活用する、病院や施設などの屋上を利用する。こういったことがあるんじゃないかと思います。実は、これはシカゴの都市緑化植物園なんですけれども、そこの中にありますモデル空間は、ご自宅に帰ったときにということが車いすでもできるかということの、ていねいなモデルガーデンをつくっております。これは机のような形になって、その上で土がどれぐらいの厚さでレタスが育つかとか、カイワレ大根が育つかというようなことを提示しております。

これは、全盲になったときにこういうグリットを使うことによって、このグリットごとに植物をかえていけば、ほとんど家族のケアがなくても、白内障、緑内障になっても十分植物は育てられますという例です。

これは、ここにハンドルをつけるんですが、このハンドルをぐるぐる回しますと、このハンギングバスケットが床までおりてきて、先ほど車いすに乗ってじょうろを持った女性の絵がありましたが、自分で水をやって、またぐるぐる回して、自分で上げる。要するに、だれの手も借りずに、自立的に植物を育てられる工夫を、どういうふうにすればいいかということ、この都市緑化植物園では提示しております。

そして、どういうものを使えばそれが安易にできるかというアダプティブツール。それから、私はこういうものを使えば、随分いろんなことができましたということ、ボランティアがみずから、ピュアカウンセラーといいますか、車いすの当事者がカウンセリングをしております。そして、こういうツール、あるいは図面、そういうようなものを売っております。

もう1つ、特徴的なのは派遣できるシステムを都市緑化植物園できちっとカウンセリングをしてやっているということが、非常に特筆すべきことだと思っております。

例えば、屋上庭園なんかもそうなんです、先ほどエイズのホスピスを見ていただきました。これは角度を変えての部分なんです、7階部分に園芸療法のできるガーデンを屋上につくってプログラムをしております。これもニューヨークの町中にある病院ですけども、その屋上にこういうふうに温室をつくって、中にいろんな植物を入れて園芸療法ができる。植物に触れられるような空間をつくっております。これは日本なんです、屋上庭園を認知高齢者のために開放しているという例です。

私たちは、植物を介するといいますか、園芸というものを介して、コミュニティーが活性化して、そして生きていくというものの、徐々に孤独感を減少させて、そして介護の予防であるとか、生きがいづくりであるとか、そういうことを当事者に提供しながら、実はその反面、緑が拡充して、そういうものが都市の中に充満していくことによって、やさしさというものが具現化できて、ひいてはこの地域に住んでいてよかったと思えるような都市になっていくのではないかと。ですから、地面がなければなく、屋上を使うのも、いわゆる都市気象の還元だけではなくて、人間の生きていく内発的リハの一助になるということをご提示申し上げたいと思います。

ちょっと、早口なんですけど、以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

ただいまの浅野教授のご発表につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

**【F臨時委員】** さっき、M専門委員からお話を伺いまして、私ども学童農園、学校農園を随分推奨してきた経過がございます。先生方も必要性は言われるんですけども、場所（農地）がないとか、まず指導者がいない。それから、クワやカマでの作業ですから、けがをすると、PTAから文句が出るという問題があるんですね。

それと、今、先生がおっしゃった時間をかけないとだめだという問題があると思います。学童農園の場合、播種から収穫まで一貫して出来ず、作業が非常に断片的になりますが、先生方のお話を聞いてみますと、例えば富山では球根生産のチューリップをつくるため、花を摘む。チューリップは花を見るものではないのかという子どもの質問。「いや、球根を生産するためには花を摘まざるを得ない」と先生が答える。かわいそうではないかと生徒が言う。肉牛の飼育と牛肉を食すというのも同じですか。そういうやりとりが「命」ということに対し非常にいい影響を与えるというんですね。そういう意味で、先生から見て、学童農園などはどのような価値があるものでしょうか。

それと、浅野先生のこととも関連しますが、市民が参加できる農業生産や関連する展示物もつ農業公園を、大規模な都市近辺に設置して、先ほど申し上げた学童農園的な役割を果たせないものかと思えます。だいぶ昔の話ですけども、ソ連を旅行したときにモスクワだとか、キエフだとか、レニングラードの近くに行きますと、国策のPRという意味もありますけれども、農業公園を持っていて、市民がそこへ遊びに来る、見に来るといような……、今、あるかどうかわかりません。その時日本の都市でも農業生産を持つ

た公園というのができないのかなという気がいたしましたので、そのあたりどうかということですが。

それから、この中間とりまとめはこれで結構だと思っておりますが、将来、考えるべき課題もありますので、農業だとか、癒しだとか、入っていますけれども、申し上げたよう農業公園的なものも将来、都市農業とも関連して、ご検討をいただければなというふうに考えております。

【委員長】 今のご発言、さらによろしいですか。

【F臨時委員】 はい。

【委員長】 それでは、ありがとうございます。ということで、F臨時委員、途中ご退席ということになりますが、ありがとうございます。

ほかにどなたか、今の浅野先生のご発表に関係しまして……、はい。

【E委員】 カウンセリングの効果がすごくあるということと、アメリカはいろんな病院でもそういうことをずっとやってきていると思うんですけども、日本の場合はそういうカウンセリングを兼ねて一緒にやってくれるプランツ・アシステッド・セラピストというんですか、そういう方々の養成もすごく大事だと思うんですけども、それはどういうふうにしていくんでしょうか。

【浅野教授】 今、私、東京農業大学のバイオセラピー学科というところでその指導を行っておりますので、植物を育てられるスキル、福祉的な基本的なことを学べるスキル、それから医療のスキルというのを基本的に学んで、園芸療法士というものに必要な学びを充足させておりますが。

【E委員】 そういう方々を、例えば日本全国の公園に配置していくということにおいて、一般の、その地域、公園を使っているコミュニティーの方々もそういうことであやかることができるということですね。

【浅野教授】 はい。是非、それは逆に、この委員会でお願ひしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【委員長】 ほかにどなたかご発言とかございますか。はい、どうぞ。

【I専門委員】 どうもありがとうございました。1つ、お伺ひしたいんですが、例えば1種類のチューリップならチューリップだけを植えて、ずっと伸びていくという、そういうものを経験させればいいのか。都市公園のような、多少、人工的ないろんな種類の植物があるほうがいいのか、もっと自然のような豊かなところが……、どっちが精神的にはいい

いか、治療上いいかということは何かあるのでしょうか。

【浅野教授】 これは私たちの経験からなんですけれども、基本的には園芸療法はまず患者の横に行って、スコップを渡すわけじゃなくて、いかにベッドから起き上がらせるか、窓辺に近づけるか、あるいは外に出すか。外に出して、風の音とか、太陽のまぶしさを感じて、一步、足を踏み出さすかという、相手のステージに応じて……。

例えば、お百姓さんというのは、百の行為があるからお百姓さんだと言われるというんですけれども、一人の患者の状況を見て、この人には今、何が必要か。ひょっとしたら、最初からチューリップを植えて、そのチューリップが伸びていって、色が鮮やかなのがいいかもわからないんですが、すぐにそこに行くよりも、まず小川の冷たいところに足を突っ込んでみて、何かやりたいと思わすような、そういうところから始めるんじゃないかなと思っております。

基本的には、環境がなくても、一握りの土でも、部屋の中でもできるということなんですけど、まず私たちは外に出すのが一番早いですね。

【I専門委員】 はい、ありがとうございました。

【委員長】 浅野先生は今日だけのご出席なんで、事務局からもし何か、せっかくなのでお聞きになりたいことがありましたら。

【公園緑地課長】 何かありましたら、後で事務局から……。議事の進行を。

【委員長】 それでは、どうぞ。

【L専門委員】 先生から、植物療法と動物療法、あと音楽療法かというのは、ある意味、似たようなメカニズムで働くんじゃないかというふうなお話だったと思うんですけれども、植物療法のほかの方法と比べたときのメリット、デメリットは何ですか。それから、共通してどのようなメカニズムで効果が発現していくのでしょうか。あるいはいろんな療法の中で違いがあるのでしょうか、という点で何かお考えがあれば教えていただきたいんですが。

【浅野教授】 今日の最初のM専門委員のお話とダブるんですけれども、やっぱり私は人間というものがいわゆる猿から進化して、森の中から出てきて、そして産業革命以降、こうやって電気が24時間ついている。こういう生活の中で、何か本能と、脳の指令とかがギャップしている中に、人間をもっと本能に近いところに置いてやるのが、まず治療の一番の体を癒すという、動物たちが傷をなめたように、そういう人間の自然治癒力をどれだけ高めていくかというのが私はベースにあると思うんですね。

今のご質問の、それではミュージックセラピーとプランツ・アシステッド・セラピーとは、ミリューセラピーの構図では同じだということなんですが、確かに同じです。ただ、命を介在するということになりますと、時間軸がかかわってくるんですね。必ず、治療の中に時間を感じさせる。ですから、日本の場合は、例えば季節がめぐってくるというものの中に、自分の生きている時間みたいなことをどう投影させていくかということがすごく大きいと思うんです。

それでは、命であるとか、時間であるとかというのを投影していくのには、アニマル・アシステッド・セラピーも非常に近いと言われていて、動物療法ですね。これは私はかなり近いものがあると思います。ところが、動物は使っているといいますか、ツールとなる動物の死、亡くなるということを体験しなければならないときがあるんですね、それを期せずして。そのときの、いわゆる患者に与えるダメージというのが治療の効果よりも大きい場合があるんですね。ですから、借りてきたワンちゃん、そのときのいい時間を持たすということはあるんですが、実際、本当に小さいものからどんどん育てていって、大きくしていって、ペットにしていくということになったときに、その死というものの、深趣みたいなものを越えていくかということがあります。

それを考えますと、植物というのは1つずつの花に名前をつけたりはしないぐらい、命をすごく感じられるけれども、1つの個体の命に対しての意識というのは非常に軽いものですから、たとえ枯れてもその種が結実したり、あるいは私たちの例では、例えばホスピスでお母さんと子どもがアサガオを植えて、お母さんが亡くなって、子どもたちはその種を来年植える。そういうことで命の循環、そのときにともに経験したものを、1年後にもう一度繰り返せるというふうなことは、アニマル・アシステッド・セラピーにはなかなかできないことで、そういうことをうまくプログラムに入れていけば、随分、治療の効果が上がるのではないかなと思っております。

**【委員長】**      ありがとうございました。

それでは、大臣官房審議官、どうぞ。

**【大臣官房審議官】**      今の植物療法の関係なんですけれども、その療法に効果があるのはもっぱら精神的な部分というのはダイレクトに理解できる気がするんですが、もう少し肉体的というか、病気とかけがとか、そういうものについても何か感覚的に効果がありそうな気もするんですけれども、その辺は解明されつつあるんでしょうか。

**【浅野教授】**      先ほどお見せしたファンクショナルMRIは脳梗塞の方のリハビリテー

ションに使いまして、明らかに立っている時間が長くなったり、それから関節の稼働域が広がったり、そういうのはもちろんしておりますが、なかなかそれを具体的な数字にということになりますと非常に難しく、たまたま5事例ほどファンクショナルMRIをとったデータがあったもんですから、今日お見せしたという形で、もちろん身体的リハビリテーションの効果もかなりあると思いますし、認知症の昼夜逆転とか、問題行動の減少というのにもあります。やっぱり、子どもにすごく効くなという感じがあります。子どもにはもう本当に効くと思います。特に、被虐待児の子どもたちと接していると、3箇月ぐらいで随分問題行動とかが減ってくるような気がいたします。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、1つだけ私のほうで質問したいんですが。浅野先生、ご存じの範囲で、諸外国ですが、公園緑地の整備の中で、こういう植物介在療法は可能なように、一部、部分的に公園を改修したりとか、そういうケースがあるとは思うんです。それはどういう動機でなっているのか、あるいはたまたまそのときの市長さんなり、そういう部局なりの行政の何らかの意思があったり、議会等で話題になったのか、あるいはたまたまそういう園芸療法をやっている団体とかが是非そういうふう公園を直してほしいとか、その辺、ご存じの範囲でもしこういう例があるとか、教えていただきたいんですが。

【浅野教授】 あまりヨーロッパは存じ上げないんですけども、アメリカの場合は植物園とか、都市緑化のそういう感じの植物園は1つの都市の緑の拡充とか、充足というものの時代からアメリカの場合も少し新しいシフトをしなければならぬと考えて、もちろん高齢化もあるんでしょうが、そういう中で併設して園芸療法の勉強ができるスクールがありまして、そこに庭をつくっているというふうな例はあります。

そこに、先ほどの話ではないんですが、ボランティアの方が来て、ガーデンのメンテナンスもしながら、園芸療法士がきちっと地域のコミュニティーに出前をしていっているというふうな例がアメリカの中では幾つか、シカゴもデンバーも、ニューヨークもそうですが、大きな都市では随分充実してきているように思います。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、また時間の許す範囲で、後でいろいろご質問等、あつていいと思いますが、次の議題に移りたいと思っております。

議事次第(3)、前々回からもずっと議論しているものですが、だんだん文案が固まってきました、本日、「次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ(案)」についてと



いうことをごさいます。これについてなるべく要領よくご発言いただいて、後で途中で中村委員、森委員、ご退席になりますので、また適宜、発言のタイミング等ありましたら、おっしゃっていただければと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、資料-3で、「次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ(案)」ということをご説明をさせていただきます。前々回に骨子という形でご説明させていただいて、前回、一応、文案という形でご提示させていただきました。

それで、骨子のときもそうだったのですが、いろいろご意見をペーパーでも出していただきながら、そういうものをできる限り文書の中に盛り込んで、今、作成に向かっているところをごさいます。

全体の流れから言いますと、社会資本整備重点計画全体を議論します、横ぐしを刺して議論する計画部会のほうへ6月ぐらいを目途にこの中間とりまとめが上がっていくということで、この小委員会としては5月ぐらいを目途に都市計画部会に上げていくというようなことをごさいます。

ですから、時間的に言いますと、かなり余裕があるんですけども、いろいろとりまとめの時間等が必要ですから、本日、この中間とりまとめ(案)の後半部分、さらにその議論を引き続き行すべき事項というのがあるんですけども、特にそれより前半の部分ですが、どのような視点で重点的に施策を展開すべきか、目標を定めて、指標を定めてやっていくかということにつきましては、今日基本にご了解いただきたいなど。また、さらにご意見があればつけ加えていって、次回からはこれをとりまとめということもあるんですけども、引き続き検討すべき事項というところに、どういう制度ですとか、手法ですとか、というようなことを中心にご議論をいただくと。だんだんそちらに議論のシフトをしていきたい、させていただきたいと考えております。

そういうことで、1ページ目ですけれども、前文のところを書いてありますが、ちょうど真ん中のところです。「このうち」と書いてございますけれども、①の「新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標」。これが前段の部分で、ここが基本的に本日ご了解いただきたいなど思っているところをごさいます。その部分が一番下に書いてありまして、中間とりまとめは①を中心に書いてございますというところをごさいます。

2ページ以降、特にポイントを逃さないように、それから各先生から意見をいただきまして、それでつけ加えたというところも重点的にご説明を申し上げようと思ひます。

2ページは次期社会資本重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る「みどり」の分野とその目標というようなところで、基本的認識という前段のところでは、基本的認識の2段目の「こうした中」というようなところがございます。その中で、「都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化といったこれまでの緑とオープンスペースの整備・保全・管理も、社会構造の変化に対応しつつ」とございますけれども、その後ろに「自然と調和した」というような記述をしてございました。それを全般的な基本的認識の中に、「持続可能な社会を実現するために、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献」というような環境に関する表現を強くしてございます。

それから、2ページの下で2番でございますけれども、それでは計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲をどういうふうに考えていくのかということで、「みどり」の概念というのをまず書いてございます。3ページに行っていただきますと、一番てっぺんにその「みどり」の概念……、その対象をより広くとらえていくという方向で今までも議論が積み重ねられてきたということで、その方向性をまたなるべく広く議論を進めていきたいというところがございます。

上から10行目ぐらいのところは、「こうした方向性を踏まえつつ」ということでございますけれども、「みどり」の概念として特に物理的・空間的機能とか、そういう効果だけではなくて、良好な景観や、地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、その精神性とか、幸福感ですとか、あるいは心身の健康ですとか、そういう価値観を包含するような、包括的な概念を強く込めた言葉として「みどり」という言葉を使っていきたいというようなことでございます。

「その際」というところがございますけれども、「持続可能な社会を目指し、生物の多様性や生態系を適切に保全するということを全ての「みどり」の整備・保全・管理に反映していく必要がある」というようなことで、そこにも加えてございます。

それから、引き続きまして、「みどり」に期待される機能。そういうように「みどり」をなるべく広くその概念をとらえていって、一体、「みどり」に何を期待していくのかというところを(2)ですが、3ページの下半分以降、整理してございます。

最初に①で書いておられますのが、うるおいのある生活環境の形成。②がスポーツ・レクリエーション・自然とのふれあいの場の形成。これは今まで社会資本整備重点計画の中でもこのような方針をずっとしておりますけれども、そういうことを2つ書いてございます。

それから、4ページに行きまして、すみません、その前ですけれども、2番の一番最後

のところですね。4ページの上のところ、スポーツ・レクリエーションですとか、そういうことを考えていく上で、「特に将来を担う子どもたちが健全に成長する上で欠かせない空間としての機能を有している」ということをきちっと踏まえようなどというようなことを入れてございます。

それから、③で野生生物の生息・生育環境の確保ということで、地域の自然環境を保全・再生する機能を持っているんだと。将来世代の財産となる遺伝子の資源の保全機能を持っているというようなことを③で押さえてございます。

それから、④に今までも最重点で進めてまいっておりましたけれども、都市とか地域の防災性の向上の話。⑤に地球温暖化等の防止ということで、「みどり」はそういう機能を持っていますよというようなことを入れております。

それから、⑥で若干、重点的に書いてございますけれども、新しい芽ということで「地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成」というものを入れて、そういう機能があるということを押さえていきたいと思っています。「人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される「みどり」は、都市や地域に固有の美しく風格ある風景・景観の基盤をつくっている」というようなこと。それから、「さらに」のところで書きましたけれども、「地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を持っている」と。さらに、「自然と人、人と人、人と地域などの健全な関係性やつながり・循環を回復する役割を根底に有している」というようなことが「みどり」の機能を整理してございます。

4ページの下、(3)は社会資本整備重点計画の中で「みどり」というものの対象範囲をどういうふうにとらえていくのかと。先ほど、広く、広くということでお話し申し上げましたけれども、そこに都市公園、道路、河川、港湾、広場、その辺までは一般的に国土交通省が所管するようなエリアでございますが、墓園、学校、一段飛ばしていただきますと、農地、林地、社寺境内地というようなことで、なるべく柔軟かつ広範にとらえていきたいということで、そういうものにいろんな手立てを講じて「みどり」の整備・保全・管理を進めていきたいということで、そういうものを対象範囲として考えていきたいということでございます。

5ページは、そういう中でも特に重点的に「みどり」の整備・保全・管理を推進すべき施策分野、領域というようなことを書いてございます。先ほどの「みどり」に期待される機能というのものにも、もちろん連動いたしますけれども、①で「美しい都市・地域・国土

の形成」というようなことで、「美しい国」というようなことも言われておりますけれども、そういう「美しい国」を形成する基盤となるような「みどり」というものを進めていきたいということ。

それから、②で「誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す」ということで、昨年12月にバリアフリー法で都市公園の中にもその基準が示されましたけれども、とにかくやさしい社会をつくる。そういう基盤の1つということで、重点的な視点としていきたいと。

それから、③に「持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す」ということで、自然環境のことを書いてございます。4行目で、「「みどり」は持続可能な循環型社会の形成に資するための普及啓発を進める上で最も身近で有効な手段である」というようなこと。それから、地球温暖化ですとか、ヒートアイランドですとか、里地里山の生物多様性、こういった基本的に豊かな自然環境というものをつくっていく必要であるというようなことを入れてございます。

それから、6ページに行っていただきまして、④ですけれども、従前進めてまいりました防災的な観点です。大震火災時の避難地・避難路というようなことで、安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成を目指す。

それから、⑤に、先ほど申し上げました「歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す」というようなことを載せてございます。

それから、⑥は若干、方法論的な話で、今後またいろいろ事業制度ですとか、施策ですとかというようなところで結びついてくる話ですけれども、「多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成」ということで、いろいろな方々の参加をもって「みどり」の都市づくり、地域づくりを進めていくべきだというようなことを入れてございます。

2段目の、「いわゆる」のところですが、団塊の世代の活躍の場として、それから「多様な主体の自主性、協調性、信頼感や連帯感に支えられた活力ある地域づくりの環」、  
「関係性の回復のためのプラットフォーム」ということで、「みどり」の機能に着目して取り組みを推進していく必要があるというようなことでございます。

6ページの下、(2)は次期計画における重点施策分野ということで、前回申し上げましたとおり、現行の重点計画で「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」という4つの分野で引き続き投資をするというようなことがございます。

7ページに、その「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」というような現行の4分野に、ただいま申し上げましたようなところをコンパクトに当てはめていきますと、着目点とし

て、そこに暮らしでは緑豊かで安心できる美しい都市環境の形成、だれにとってもやさしい都市づくりの形成、良好な子育て環境の形成ですとか、安全の項目、環境の項目では自然生態系を保全し、遺伝子資源を守り、多様な生物の共生の基盤となる水と緑のネットワークの形成。活力のところでは、観光とか地域振興ですとか、歴史的・文化的資源の活用というようなもの。こういうものが重点の4分野に対応した「みどり」の分野での着目点としてあるんじゃないかなということ載せてございます。

それから、8ページ以降は、それではどういったことをその政策目標、その指標として掲げて政策展開するのかということ載せてございます。8ページのほうは現行の指標ということで、「暮らし」、「安全」、「環境」というところで現行、どのような指標があるかということ。これ、前回もご説明申し上げておりますので省略させていただきます。

9ページのほうで、それではこれからどういう指標をつくって、「みどり」の政策を推進すべきかというようなことで、なるべく幅広く、ここではご意見をいただいて、先生の方のご意見をまとめるという形になるんじゃないかなということ書いてございます。これを踏まえながら、これから事務方がきちっと指標に耐え得るものかどうか、できる限りこういうものを反映させて、指標を考えていきたいと思っています。

一番上のところに、公的に担保されている「みどり」だけでなく、契約・協定等により担保されている民有の「みどり」、建築敷地の中の緑化、さまざまな態様の「みどり」をできる限り柔軟、広範にとらえていくと。満足度や生活実感という形で反映されたわかりやすい指標を設定すべきだと。

「また」のところでは、一人当たり面積ということだけではなくて、都市の中での緑地率ですとか、緑被率ですとか、そういう概念もやはり包括的、総合的な指標として検討すべきだというようなことを入れてございます。

下半分に、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4分野に、それぞれ相当する考え得る指標ということで、水と緑の公的空間の確保の状況。これは現在も一人当たりの面積ということでございますけれども、公的空間の確保の状況、「みどり」の割合の状況、「みどり」のバリアフリー化の状況、だれにとってもやさしい都市の形成に資する「みどり」の機能・質の確保の状況、「みどり」へのアクセスの容易さの状況。

「安全」のほうでは、広域避難地の整備の状況、一定の防災機能を持った避難地を有する都市の状況。

「環境」で言いますと、地球温暖化への寄与の状況、生物多様性や自然との触れ合いの

基盤となる「水と緑のネットワーク」の形成の状況。

「活力」に行きまして、これは利用という観点が入ってまいりますけれども、国営公園。これは現行もございますけれども、国営公園の利用の状況。2つ目が、観光の集客とか、イベントの開催効果。こういった地域振興の寄与・賑わいを創出する。そういう状況。それから、歴史的・文化的資源を活用。どのくらい活用しているのかというようなこと。その歴史的・文化的資源を活用した都市公園、こういうものを核として、先ほど「水と緑のネットワーク」と言いましたけれども、歴史性、あるいは文化性のネットワークみたいなもの。こういう都市がどのくらいあるのかというようなことも考え得るんじゃないかなというようなことで、広目に案を出してございます。

10ページは、目標量ということでございます。5. ですけれども、「みどり」の整備・保全・管理の目標量ということで、まず目標量、量の議論をする前に、全体的な将来象というものを、抽象的ではありますが、そういう言葉で包括的にお示ししたいなというようなことで、ハード面においては『地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしが実感でき、将来世代へ持続可能となる多様な「みどり」あふれる美しい都市・地域・国土づくり』、『世界の人々が訪れる個性・魅力と品格のある「みどり」の歴史的風土の育成』、『誰もが満足できる、安全でうるおいと優しさのある生活・交流空間を実現する質と量を備えた「みどり」のストックの形成』というようなものもハード面で達成して、それからソフト面においては『地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の行動により、守り活かし育てる「みどり」の社会資本づくり』、『世界に誇るゆとりと豊かさに満ちた「みどり」の国民文化の形成』。抽象的な表現ではありますが、こういうものを将来象として掲げて検討を進めていきたいというようなことでございます。

それから、「みどり」の目標量ということで、上から7行目ぐらいに30%という数字が出てまいります。今までも市街地のうちの3割ぐらいはその「みどり」の割合というのを確保すべきだというようなこと。こういうものは基本的に踏襲していきたいと考えてございます。

下3行にありますように、幅広い「みどり」を対象にして、地域住民、ボランティア、NPO、いろいろな方々の主体的な取り組みを含めた総合的な施策の展開で達成していこうというようなことです。

11ページは中長期的な将来目標の前に、今回の5カ年を超えるような、5カ年2回分で中長期的と書いてございますけれども、そういった中長期的な目標も定めるべきである

というようなことで、「例えば」というところですけども、ここでは10年ぐらいの間には防災の観点で言えば、広域避難困難人口、要するに広域避難地を持たないようなエリア、そういうものは大都市ではすべて解消していこうという目標を設定すべきではないかなということでも例示で掲げてございます。

以上が目標量ですとか、このたびの施策の重点というところで、今回の中間とりまとめの中の主要な部分でございます。

ローマ数字の2番以降、ここも今回、若干書き込んでございますけれども、次回以降、ここの部分が徐々に太っていくのかなと、書き込みを増やしていくという部分になるのかなと思います。ですから、この中間とりまとめにおいては、広範な作業に向けての申し送的な項目というような形で、引き続き検討すべき事項というようなことでございます。

これまでいろいろご議論いただきました先生方のご意見もこういう中に反映させた形でいろいろな施策、制度、事業、あるいは法改正というようなものを考えていく、書き込んでいくことになろうかと思います。

1番が多様な主体の参加・連携による、多様な「みどり」のあり方と整備・保全・管理の推進方策というようなことで、先ほどありましたように、方法論の部分でございます。いろいろな人が参加して行う上での、1つ目のポツが長期的な戦略を検討しなければいけない。それから、重点的な目標を検討しなければいけない。それから、3番目にあります多様な主体による多様な「みどり」の整備・保全・管理にかかる制度の検討。それから、支援方策の充実を図らなければいけない。

下から3つ目ですけども、いろいろな活動、遊びですとか、スポーツですとか、子どもたちのそういう利用ですとか、そういうものを導くリーダーとなるような幅広い人材の養成とか確保が必要であると。それから、「みどり」の国民運動というような、普及啓発的な手法を検討しなければいけない。それから、一番下ですけども、「みどり」の整備・保全・管理にかかる組織ですとか、担い手、下から3つ目に若干、かかわりますけれども、組織ですとか、担い手を育成しなければいけないというようなことで、11ページの一番下、「このような」以降は、若干イメージがはっきりするようにということで、現行の制度に重ね合わせたような書き方をいたしております。現在、緑地環境整備総合支援事業、これは「みどり」の分野では一番いろいろな事業を包含して、横断的に仕事をしていくことができる事業ですけども、12ページに行ってくださいまして、各事業者が連携して事業を推進する方策、さらにこういうものを考えていかなければいけないというようなこと

です。

例えば、①で書いてあるように、現行、これは1つの市町村で原則やっておりますけれども、複数の市町村に及ぶというような、広範なエリアの中でいろいろな事業をやって、行政区域を超えて、相互に連携し、総合的、広域的にこういう事業等を実施するようなことが必要である場合。いろいろ事業計画をつくって、やっていくというような方策を考える必要があるのかなど。

あるいは、対象とするエリアの中で、いろいろな要素事業、公共事業もそうですし、公共公益施設の緑化、民有地の保全、市民の参加、そういうものが相互的に連携し、総合的、横断的に実施する。これは事例として、後ほど参考資料のほうで大阪府で実践しようとしている例がありますけれども、こういうような場合もいろいろ事業計画、連携計画をつくってやっていくことがあるんじゃないかなということ、1つ例示として挙げてごさいます。

それから、12ページの2つ目。歴史・文化的資源を活用した「みどり」のあり方と整備・保全・管理の推進方策ということで、上から4行目ですけれども、「歴史的意義を有する建造物や遺構等が周囲の自然的環境と一体となって醸し出される歴史的風土」、こういうものを保存、活用して、将来に向けて芸術性とか文化性というものとともに、保全していこうというようなことをごさいます。

「例えば」ということをごさいますけれども、歴史的都市公園等、今、「日本の都市公園100選」ですとか、「美しい日本の歴史的風土100選」というのも公園緑地課のほうでやっておりますけれども、こういう歴史的都市公園等、こういうものを認定して重点的にやっていくというようなことも必要ではないだろうか。

その下に書きましたのは、単にいたずらに復元すればいいということではなくて、そういった過去の文献ですとか、遺構ですとか、そういうものの史実に沿うような形で専門的な知見でやっていく必要がある。

「また」のところですが、次の世代を担う子どもたちがこういったものになれ親しむということが大事だということ。「さらに」のところでは、海外の方々。特に、日本の文化資源、歴史資源ということになりますと、海外の方々にとってもこういったものへのアクセスが容易であることが必要ですというようなことも書いてごさいます。

それから、大きな3番目に書きましたのが、ストック効果。今ある「みどり」も含めて、



どれだけその効果を上げていくかと。効果を発現するためにどういった方策を行っていくべきか。考えようによっては、効果を発現する、あるいは利用の効果を上げていくという上で、今日も例を用意してありますけれども、若干、利用の面で負といたしますか、いろいろ調整を必要としているような項目もあります。そういうようなものについてもどういふふうに対応していくべきかというようなことも踏まえて、いろいろ書いてございます。

13 ページの一番上のところですが、**「このため」**のところ。上から3行目。**「教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出」**、いろんな幅広い施策と連携をすべきだというようなことがあります。

2 目には、**「また」**のところ書いてありますけれども、例示で挙げましたのはキャッチボールとか、ペットの公園利用、こういうのもありますけれども、利用者間の相互調整、自主的管理、こういうものも含めて、**「みどり」**の満足度とか、魅力を高めていくというような管理運営上の工夫とか方策も必要だと。

国営公園は自分のところでやっているところですから、若干固有名詞を挙げてございませうけれども、国営公園についても利用者の満足度を高めるというようなことをちゃんと検討していかなければいけないというようなことを入れてございます。

**「さらに」**というところで書きましたけれども、保つべき質の確保、管理・運営とか利用面でどういふふうに質を確保するのか。例えば、遊具の事故ですとか、難しい問題ですが、空間の不適切な占有の問題、犯罪の発生、外来種への対応。こういうようなものを改善していかなければならないんですが、やはり国が法律の体系の中で定める基準みたいなものをもう少し考えていくべきじゃないかなというようなことで、こういう書き方をしております。**「特に」**のところですが、**「公園施設の安全確保に係る管理基準、防災機能の確保に係る技術基準等について検討していく」**必要があるということです。

その下に、バリアフリー化のことを若干、今回、書き加えてございます。これはバリアフリー法で昨年12月に、もう既に先行されて政省令で公園の施設、ここで特定公園施設と書いてございますけれども、こういうバリアフリーの基準を設けて、今後の都市公園の整備についてはこの基準に沿った形で事業が行われることになってございます。これと同様に、いろいろな基準をきちっと法律の体系の中で定めていくべきではないかということでございます。

それから、13 ページの一番下です。防災の関係で今までも最重要の課題としてやってまいりました。そういうこともあって、さらに今後も同じように推進していくというよう

なことも含めて、大地震や火災時において、防災の機能がきちっと確保されるというようなことを担保していく必要があるのではないかというようなことで、13ページの①は耐震性。公園の施設も避難地、それから避難の収容施設でありますけれども、こういう耐震性のことなんかもきちっとやっていかなければいけないということ。

それから、14ページには実際に逃げ込んで来られた方々に提供する防災上の機能が発揮されるための災害応急対策施設をきちっと整備しなければいけないだろうと。それから、③で書きましたのが、火災の延焼防止をするための「みどり」というものに関して、そういう機能がきちっと担保されるように、公園だけではなくて、公園の外も含めて、そういう防災機能を強化する必要があると。④のところは特に延焼防止のところに焦点を当てていますと。周辺市街地における連続的、あるいは一体的な植栽ですとか、こういうものも考えながら防災機能をきちっと担保していかなければいけない。これも「みどり」の効用というものも果たすために行うべき施策であるというようなことで、最後に書き加えてございます。

以上でございます。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明に対してご意見、ご質問等、ありましたら、どなたからでも結構ですが、H臨時委員、先にお出になられますので、最初、もしよろしかったらお願いします。

**【H臨時委員】** 10ページの「みどり」の目標量と、12ページの歴史的公園等の活用、あるいは景観問題などに関連して、墓地及び、ここに書いてある社寺境内地等について、港区で調べたところ、墓地及び境内地の面積が公園と同じくらいあり、130ヘクタールの公園に対して104ヘクタールくらいあります。

そこで、私が提案したいのは、都心の墓地、境内地について、墓地をまとめて納骨堂的なものに変えていく。あるいは、そういう礼拝場みたいなものに集約して作り変え、空地をつくり公園的整備を行ってはどうかというものです。そういう公園的整備の空地の周りに、例えば子供の保育所、幼稚園、老人のケアセンターとか、なかなかつくれる施設などをつくって活用できるようにすれば、みんなに利用される空間へと変わっていくわけです。納骨堂がそうなれば、皆さんも安心できるし、寺院、その他も、そういう行為自体が宗教行為、または文化行為として課税されないというのも理由がつきます。それから、歴史、文化的な意義が深い墓地や寺院であれば文化的な施設をつくる。つまり、記念碑とか、展

示物などができる仕組みをつくる。積極的に緑化することで都市計画的景観もよくなり、公園緑地を倍増、その結果「みどり」も倍増する。これらを制度化できないかというのが私のご提案申し上げたいことです。

私たちが、再開発をやっていると、墓地のところでは事業区域界になる場合が多くあります。その次の問題として、墓地に容積率があるのかどうかもわからないし、誰に権利があるのかもわからない。それを権利変換して、納骨堂にしているのかどうかもわからないのが現状です。扱うところが文科省だったり、厚生省だったり、どこへ行っていいのかわかりにくい。地方自治体も近年、非常に緑化に熱心ですから、そういうことをこの委員会から提案していただけないかと考えています。

また、広幅員でない道路には、街路樹等も植えられないという問題があります。表参道があればほど人気があるのは、大きなけやきが育てられる広幅員の並木通りだからです。要するに歩道がとても広いのです。そこで、あまり幅員が広くない道路では、例えばトラフィック機能は地下化して、地上はアクセス機能とし、広幅員の歩道にする。そのように、立体的な道路にすれば、広幅員でない道路においても、街路の緑化が大いに期待できます。そうすることで、地下には電線、その他の生活インフラを埋め込むことのできる大きな空間をも併せて作り出すことができると考えます。そこで、ここでは「みどり」を増やすという観点から、このような立体的な道路の提案していただけないかと思えます。

**【委員長】** はい、ありがとうございます。

今、2点ほどご指摘がありました。1点目は、墓地は実は公園行政、昔からかなり縁があるといいますか、深いところですが、今のご指摘は主として社寺としての、現役としてその社寺の境内地として墓地があった場合に、その再整備なりにある程度、公有地を増やす形で少し国の制度としての何らかのかかわりが可能なかどうか、そんなふうには思いました。

2番目につきましては、実はやや視点が違うんですが、今日はたしか広幅員の話がちょっとついていましたよね。今回の東京の環状2号線とか、それから札幌の今、創成川通りが地下のアンダーパスが通って、少し車道を狭めて歩道を広げるとやっていますけれども、幾つかそういう事例があると思いますが、国としてそれについてどう考えているかということだと思えます。もし、何かお答えになれることがありましたら、よろしく願います。

**【公園緑地課長】** 初めの墓地のお話……、特に大都市圏での問題だと思えます。それ

で、今、私ども局内で墓地と公園、「みどり」の関係について、なかなか実際面では難しい面があるというような話もありましたので、研究会的なものをつくって、取り組みをしたいなと思っております。

この審議会とは関係がないということでは全くございませんで、墓地はやはりそれだけの問題でもありますので、例えばこの前、E委員やK専門委員も言われましたけれども、由緒ある邸宅とか屋敷林とか、そういったような問題もあろうかと思えます。少し中間とりまとめでやれる範囲とは別に、もう少し持ち越させていただいて議論を深めてから、いろいろ実現策みたいなものを検討しながらやっていけたらなと思っております。問題認識としては非常に重要な問題だなと思えます。

それから、もう1つは、街路の整備のあり方と絡めた問題で、今、都市交通・市街地整備でしたかね、その小委員会も別途動いておりますし、「みどり」と関連するところだと思えますので、この辺もそうった小委員会が並行して動いているところでもありますので、もう少し検討の対象として何かしら提言なりにつなげられるかどうかといったことを含めまして、連携して検討したいなと思っております。

**【H臨時委員】** 高速道路の上についても、緑化できる屋根、沿道の緑化ができる構造にするなど、地下だけでなく高速道路のような上空においてもまだ緑化の余地はあり、シンガポールでは導入されています。これらを考慮して、研究をしていただければと思っています。どうもありがとうございました。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

ほかの委員の方からご意見。はい、どうぞ。

**【G臨時委員】** ちょっと瑣末なお話で申し訳ないんですけども、これはかぎ括弧つきのひらがな表記の「みどり」ですよね。これは私はいいと思うんですけども、英語表記はどうされますか。国際化の話なんかも書いてあったから、これ、どうされるのかなと思ってまして、これはE委員に聞いたほうがいいのかもしれないですけども。グリーンナリーオープンスペース。聞いているとランドスケープ、それからエコシステムまで入っていますね。これは例えばグリーンでいくのか、キャピタルGのグリーンとか、もういっそのことキャピタルMのみどりでいくか、そういうのがちょっと何かないのかなと一瞬思ったんですけども。これ、外国人に説明するときすごく難しいかなと感じたんですよ、今日ずっと読んでいまして。わりとまじめに読んだつもりなんですけれども。それだけです。

【L専門委員】 グリーンオープンスペースというのをどなたか使っているのを聞いたことがあります。グリーンオープンスペース。

【E委員】 グリーンオープンスペースと言われてしまうと、「大草原の小さな家」という感じどうしてもしてしまうんですけども、私ですか。

非常によくできていると思うんですけども、何か盛りだくさん過ぎて、何でもありという感じがするので、ちょっと弱いかなという感じもするんです。逆に、1つだけでもいいですから、今までにやったことがないことを……。やっていることを盛り込んで、それを広げていくよりは、今までにやったことがないことを1つ、考えたほうがいいんじゃないかなという感じはしました。

1つ、国営公園ということの話もあったんですけども、これは国の公園緑地ですよ。緑をどうしていくかということの中で、私たちが国民としてあやかれるものがここにあるといいと思うんですね。1つ、何か得したというか、この法律によって私たちもこの緑に参加することができたということの中で、今、J専門委員からもお話がありましたけれども、例えばそれこそ緑が多いお屋敷とか、またある一定の敷地のところに緑を持っていた場合の相続税、または切り売りをしなくてもいいように、この緑を一般の市民のために提供することができる緑であるのならば、それを分割するまで先送りをするとか、税金を優遇するとか、または一家に、先ほど20平米ですか、国民一人当たり、7坪ぐらいですか、7坪にもならないと思うんですけども。ということは、家族5人が住んでいるおうちであるのならば、35坪分までは、例えば税制優遇しましょうとか、緑保全のために何とかしましょうとかという、何か都市計画とまちづくりの中にこの緑というものを取り組めるような方法を考えていただけると、おそらく国民の方々も納得できると思うんですね。

公園というものの整備とかも含めてそうだと思うんですけども、何か私事であるような感じがしないんですよ。何か国がやってくれるからいいかなみたいなどころがあるので、これを一般の市民の方々にとっても、とても大事な財産だということを認識させるためには、どこかで1つ、自分と結びついている緑ということがすごく大事じゃないかなと思うんです。

もう1つは、今、シンガポールの話がちょっと出ましたけれども、シンガポールに行きますと、ラン園のすばらしい公園がありまして、そこに世界中のすべてのランの標本が集められていて、研究機関になっているわけなんです。ですから、日本の1つの公園ぐらいは、とにかく日本にあるすべての標本がそこで研究されているような、研究機関としての

公園。ですから、世界中の人々が日本に来たときでなければ、日本に来なければ研究できない植物が日本にあるわけですから、来させるための材料を持つ研究機関を1つつくるということが大事じゃないかと。

もうちょっとコンプリヘンシブに都市計画とまちづくりと一緒にこれを考えていくような部分もなければいけないでしょうし、渋滞や混雑しているような地域の中でも、公園をバイシクルロードとして通す。朝、自分が通勤で自転車に乗って駅まで行くときに、時間外にはここは自転車通勤路になる。だから、車はそこを通らないけれども早く公園に行けるようにそこを閉めるとか、自転車が通るために使われるとかという、何かショートカットみたいな形で公園を使えるような形での、1つの交通網としても活用できるような状況、環境づくりをしてもいいんじゃないかなという感じがします。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

何か、ご発言、ありますか。

**【事務局】** まず、全体的に、言っていることが全部に言及していて、何が重点かわからないという、多分、事務局の文才の少なさと、書き込み、書き込みをしていくものですから、どうしてもこういう格好になってしまうんです。ポイントになるところとしては、今までの方針に加えて歴史資産とか、文化資産ですとか、そういうような部分にもうちょっと強く目を当てて、内容としてはですね、そういうところにシフトしていきたいというのが1つあります。

あと、もう1つ、方法論としては公共団体がやる、国がやるということだけじゃなくて、いろいろな、あらゆる方々に主体的に参加していただくとか、参加していただくためにどういうふうな方策で、あるいは支援策でやっていくのか。そんなところを新しい目として入れているんで、もう少し前半部分でも書き直していけるところは書き直したいと思います。

後半の相続税の話ですが、相続税ですとか、研究機関での話ですとか、この前半部分は特に次期社会資本整備重点計画に向けて、公共投資部分を頭に強く置きながら書いていますので、検討すべき事項の中でこういうような話というのが重点的にいろいろ展開して書いていくのかなと思います。また、うまく書けるように工夫したいと思います。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

多分、全体のボリュームが今回の検討課題を入れるとさらに膨らんでくるということになるかと思いますが、それを大幅に削減していくというのもなかなか難しいので、お

そらくさらに概要版でもつけるんでしょうかね、よくわかりませんが。そういうことかなと思いました。

それから、1点、ちょっとお尋ねしたいんですが。もともとこの資料3は冒頭に始まりますように、全体の社会資本整備審議会の都市計画部会に諮問されている「新しい時代の都市がいかにあるべきか」ということの検討の一環でやっておりますけれども、その中で3つの小委員会が今動いているわけです。それをまとめた形で一本、またつくるんですか。それとも、一応、これは中で検討する……。というのは、またかなり大変な作業が出てきて、審議運営があるんですが、これはこれで、この部分の各論は我々の小委員会にゆだねられていると割り切ってしまうのか。その辺は中でご検討を1回、されていますか。

**【事務局】** 都市計画部会としての報告という格好でまとめるか否かということですね。

**【委員長】** ええ。もう一回、つくり直すのか、コンパクトに……。

**【事務局】** まだ、今、多分、調整中だと思いますけれども、とりあえずこの小委員会に課せられているのは5月目途に、その部会にこの小委員会としての報告を上げるというところまでが決まっております。そこから先、それを一本化するかというのはまだ作業の範囲としてやっているというような状況ではございません。

**【委員長】** せっかく今、英語はどういうことなのかというご指摘もあつたんですが、私の知っている範囲で、答申なり、委員会報告が国土交通省の英語のホームページでアクセスできることはいまだかつてなくて、一種、国内向けの政策ということがどうしても国土交通省の当然、大きな役目なんです。特にグリーンとかジャパンとか、その辺がグローバルでこういうものが少し出てくるというのはやっぱり望ましいと思います。その辺、いろいろ造園系で留学されている先生方もいらっしゃいますし、また国土交通省からも少し留学された方がいますので、答申の考え方でエッセンスみたいなものがあると、皆さんがいろいろと海外のことで出られるときも、非常に発表が楽になりますので、報告後に少し検討されるとね。グリーンという言葉に私はなるのかなと思うんですけども、グリーンアーキテクチャもありますしね。その辺、G臨時委員、是非監修でもしていただくといいかなと思いますけれども。

**【G臨時委員】** たしか、緑の基本計画のとき、糸へんの緑でしたよ。今回、初めてですか、ひらがなの「みどり」表記は。

**【事務局】** うちがイベントといいますか、「みどりの愛護」のつどいというのを平成2年から、全国からそういう活動をしてくださる方々を表彰することを目的にして、年に1

回、そういうイベントをやっているんですけども、そのときにひらがなのみどりという字を使い始めております。

【G臨時委員】 先ほど、E委員がおっしゃった、これだという、例えばこの報告の中で出てきたときに、ひらがなのみどりを使いましたと。これは実はこれこれの、こういう定義なんですと。それにはこういうことが含まれていますということを、ていねいに書いていくということが、ひょっとしたらこの報告の一番セールスポイントになるんじゃないかという気も若干しなくもないんですよ、話としては。

【委員長】 今のことは是非ご検討いただけると、次の小委員会に少し形が出てくるかもしれませんね。よろしくお願ひします。それでは、どうぞ。

【E委員】 おそらく、これ、すごく英語に訳しづらいと思います。というのは、何をやるということを逆に、今言われたように、もうちょっとはっきりなされば訳せますけれども、エブリシングという感じになってしまうから。

【委員長】 英語に強い方がここに複数いらっしゃいますので、少しご指導を仰ぐと。英語にすると、逆にこの論旨が明確になるのかもしれませんが、日本人というのは……、そういうことかもしれませんが。はい、どうぞ。

【L専門委員】 この、今日のメモの性格に関してですが、事務局のほうで最初に、「今回は目標を、どちらかといえば羅列した」というふうな言い方をされたと思うんです。その意味では、総花的にならざるを得ないのかなと思います。その意味で整理されていると思っています。

これから地方が実際に計画をつくるときに、当然、土地は限られています、お金は限られています。そういう制約の中で計画をつくるときに、この目標群の中のどれをより重視するかとか、そういうトレードオフを考えながら評価していくことになります。今日のメモのように目標ごとに見れば、「これは多いほうがいい」、「これは是非お願いします」ということになります。それらを全部、地域の中で実現するのは多分無理だと思うんです。でも、それは目標としてはもちろん正しいことなので、そういうふうな今日のメモは見たらどうかなと思います。

逆に、私が少し気になるのは、具体的に言ったほうがいいのかと思うんですけども、地方で計画をつくるときに、この段階で枠をはめるべきか、どうかということです。

例えば、緑を30%以上確保しなさいというようなことが10ページのところに書いていて、これは人口5万人のところについて言っているのか、人口100万人のところにつ



いて言っているのか。人口5万人ぐらいの町で、同じように街区公園、近隣公園、地区公園をつくる必要があるのか、も気になります。「例えばこういうところでは」という、少し条件をつけて書かないと、この30%という目標が逆に何か変な縛りになってしまうような気もするんですね。

だから、そういう計画のつくり方の話は、今後していくというお話でしたけれども、それと目標としてどういうのが大事かということとははっきり分ける必要がありますが、今後どの様に具体的な目標値を条件つけながら説明していくかというところが大事じゃないのかなと思います。

以上です。

**【H臨時委員】** 石原都知事は50%グリーンにすると書いていますが、私達が仕事をしている中で、例えば「グリーン50%」というのは、何を表しているのか、よくわからないのです。その緑量は、普通の常緑樹ならともかく、季節を通じて変化します。今の季節は枯れ木ばかりで、表参道でもグリーンはほとんど見られません。例えば、緑被率なのか。だとすれば何でもいいのか、芝生でも何でも植わっていただければいいのか、理解できないのです。立体的なグリーンと平面的なグリーンでは、量も効果も全然違うので、平面的に見てそうなのか、立体的に見てそうなのか明確にさせていただきたいのと、緑を立体的に評価することも重要だと思います。一律に数値ありきでは無理があります。これらのことから、是非定義をはっきりさせて頂きたいと思います。

たとえば、グリーンの数値目標をつくったとすると、田舎ではグリーンは刈らなければならぬほどありますから、それはよくないということになるのではないのでしょうか。

**【委員長】** 国の立場ですと、オールジャパンを見ながら、とはいいいながら一方で、特に三大都市圏と政令都市クラス、それから県庁所在地クラスでね。あとそれ以下は明らかに違いますので、それはわかるように書いて……。その辺はちょっと工夫していただいて、一方で、特に大都市圏の中の区になると、この数字のこれは大変つらいという言い方も出てきます。これ、さまざまなんです。

それから、最近ですと大合併した市がありますので、そうすると昔の1つの藩ぐらいの規模になっている都市があちこちで出現して、そうすると全体の緑地政策プラス環境政策みたいな、全体の中で緑みたいなことになると大分違ってくるので、どうするかまたちょっとご検討いただくということで、読み手がわかるようにすればいいのかなと思うんですが、何かさらにご発言……。

【H臨時委員】 よく緑と水と言いますが、水の効果というのは、いわゆるグリーンの効果、癒しの効果、いろいろ非常に大きなものがあります。戦後、川を埋め立てたわけではないんですが、三面張りにして、緑をなくしてしまったことで、非常にゆらぎの効果もなくなり、殺伐としてしまいました。これを元に戻すとか、池にするなど、あるのとないのとではグリーンの効果は全く違うように思います。計算のときには、そういうところも是非考慮していただいて、水は3倍くらいの量とするなど、お願いしたいと思っています。

【委員長】 浅野先生も、もし何かあれば是非ご発言いただいて、発表だけとは申しませんので、いろいろ注文があれば是非ご発言をお願いしたいと思うんですが。

今日のご発表を踏まえると、こういう非常にストレスの多い社会ですので、安全・安心プラス、さらにストレスを緩和するとか、癒しとかヒーリングとか、言葉として出てきてもいいような気もするんですけども、これも少し検討していただいて。

安全・安心という言葉は阪神淡路大震災で確立しましたが、どちらかといいますと大規模災害に対しての災害を緩和するとか、広域避難地としての安全・安心というイメージで使われることが多くて、ただ公園の場合にはさらに子どもの遊び場を安全にとか、そういうイメージで使われることがあって、その両方が絡んでくると思うんですが。人間の健康から、あるいはいろんな傷を癒したりとか、いろんなこともあると思いますので、もうちょっと共生していいのかという感じがちょっといたしましたので、お願いしたいのですが。どなたか……。はい、どうぞ、よろしくお願いします。

【E委員】 これは公園に言うことなのか、それとも道路整備のほうに言うことなのかよくわからないんですけども。レイルス・トゥ・トレイルスの話が前回出たと思うんですけども、どこかで。たしかこの委員会だったと思うんですけども。アメリカで今、使わなくなってきた電車の線路をもう1回、トレイル (trail)に戻すという動きが非常に大きく動いているんです。インターネットでエルエル・ステュー・トレイルスというのを見ただくとわかるんですけども。

今、日本では過疎地になりかかっているような地域も活性化しようと思って、観光に移そうとしている地域が、今まで線路だったところをトレイル(野道)に戻すことによって、それが緑の道になったりとかするわけなんです。そういうところも、もしこの公園の中で取り込んであげることができるのならば、そういうところの整備によってまた人々がお散歩したりとか、トレッキングしたりとか、今まで電車が行っていたような地域にまた人々が出かけていけるような状況づくりをする中で、それを公園としてみなすのも1つのやり方

じゃないかなと思いましたが、もしそういうことをこの中に取り込むことができるんだらば、是非やっていただきたいなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

もともと緑道の中にはかなりの部分が、実は廃線敷きのものが結構あるんですけども、今、JRの土地などはただでくれるんですか。全然、そういうことはなしで？

【E委員】 今、名古屋がどこか1カ所、電車が……、名鉄でしたかしら、どこか動かなくなってしまった地域があるので、そこをトレイルに戻したらどうでしょうかと。自転車トレイルにしてもいいし、歩くトレイルにしたらどうでしょうかという話も進めているんですけども。

【委員長】 国土交通省で、旧運輸省も入っていますので、少しその辺は調べていただいて。基本的には、細長い緑道は鉄道の土地か用水路にふたがけしたケースがほとんどですね、全国。

それから、東京の場合、残念ながら本来あった川は全部、ふたをしてしまったというケースがほとんどというところだと思います。今のご指摘はまた少し調べていただきたいと思いますけれども、ほかにどなたか……。小澤専門委員のほうから。

【K専門委員】 その前に、大体、日本たばこさんの廃線敷きなども小田原市は相当お金を出して買ったりして、それを緑道公園にしました。めったにただじゃくれないですね。

最初に、この緑という言葉を非常に幅広く先生方の意見を入れていただいて、相当広範な概念としてとらえていただいて、人生の大きな舞台のような生き方というんですかね、そんなような感じがして、非常に私としてはうれしく思いました。

特に、緑政策を推進する視点ということで、「美しい都市・地域・国土の形成を目指す」ということを一番最初に出していただいたんですね。これは順番はあまり意味がないのかもしれませんが、私としてはこれがナンバーワンに出て、安倍総理の「美しい国づくり」というのは、基本的に、小田原は城下町ですから、緑あふれる城下町みたいなものを全国につくっていけば、美しい国はすぐできるんじゃないかと、簡単に言えば考えるんですけども。

そういう意味で、先ほど、今後、とりまとめをどういうふうになるのかというお話のようでしたけれども、いろいろな小委員会で河川とか道路かとやっていらっしゃるようですが、そういう中で、美しい都市・地域・国土の形成を目指すということの分野におきましては、是非公園、緑地は皆様方が議論をリードするような形で主導していただき、積極的

に取り組んでいただくということにさせていただくと、城下町小田原としても大変うれしいなと思っていますところでございます。

それから、引き続き検討すべき事項の中ですけれども、これは3つのことに通して言えることなんですけれども、過日、お話をさせていただきましたが、先ほども墓地のことでお話がございました。とにかく、民間の建築開発行為を誘導していくという規制改革が、大変厳しい時代ですから、公共が誘導していくのはなかなか難しいし、時間もかかるし、できにくいということもございますから、民間ベースで誘導できるような規制改革、特にそれがちょっと行き過ぎたというのは困るわけですから、バランスのとれた規制改革ができるような、ここを導入するということが非常に重要な観点となると考えております。

日本全体を美しくしていくための規制緩和、規制改革の制度づくりといいますが、特殊な町、大きな町とか、何かすごい由緒のある町とか、これも過日お話ししましたけれども、そういうところじゃなくて、私どものような普通の町……、私どもも「城下町だからいい町だね」と言われている部分もあるんですけれども、私たちとしてはそれだけに課題も大きいし、いろいろ縛りも多いわけですから、普通の町でも制度がうまく活用できるような、先ほど緑30%というような話もございましたけれども、別な次元でそのことを是非今後、議論の中でも、具体的に、積極的に現場が活用できるような制度づくりということの視点をお願いしたいと思うんです。

これも過日、お話ししたんですけれども、もう一度、あえてお話ししますけれども、戦前から日本の国というのは非常によき支え合い社会があって、そういう住民の昔からの組織、連帯によって今日繁栄を見ているんだと思うんです。何か、敗戦のときの変なイメージがあって、私どもの郷土は二宮金次郎さんの生まれたところなんですけれども、二宮尊徳先生もそうですが、一時、別な視点で見られました、最近、また脚光を浴びましたけれども。

そういう視点で見ていきますと、市民参加とか市民自治とかということで、NPOとかボランティアとか、いろんなことが最近、言われて、これはこれで非常に貴重なことですし、大切なことなんですけれども。そういうことと並行して、もう一度、何回も言いますが、オールドボランティアと私、言っているんですが、自治会とか民生員さんとか、婦人会とか、消防団とか、PTAだとか、従来からしっかりと今の町を支えていただいている、そういう組織、団体をきちっとこういう場所でも位置付けていただけたらと。

緑というものをしっかりと生かしていく中で、ボランティアとかNPOとかというのは

ちょっと先に出過ぎちゃっていて、そうじゃなくて、本当のところは着実に、あまり目立たないけれども、しっかりとやっている。そして、意外とどなたも最近ではあまり注目されない。ですから、私のところではボランティアセンターに、団塊の世代の人なんか相談に来られますと、今まではいろんなボランティアを紹介していたんですけども、自治会はどうか、消防団もいいもんですよ、民生員さんもやっていただいたら、保護士さんもありますよとかということで、まずそういうオールドボランティアを先に紹介なさいと。また、市としてもそういうことを積極的にアピールしていこうと。ニューボランティアも育つことは大切なんですけれども、そういうことを改めて……。

この中でも、地域住民という書き方でくくりになっていますけれども、何かちょっと弱いような感じが非常にしてしまっていて、もう少し緑をしっかりと育てる、活用するという意味におきましても、是非位置付けていただけたらなど、あえてお願いしているところがございます。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

今のご発言、特によろしいですか。それで、ご発言のない方からも是非お願いしたいんですが、D委員、何かご発言、ございますでしょうか。

**【D委員】** 総花的というか、これは原計画にちょっと毛を生やしたという感じとも見られなくはないですね。しかし、私の見るところではやっぱり量から質という問題に相当程度、これは入ってきているなというイメージはあります。

公園、オープンスペースというのは存在価値と利用価値と両面持つと思いますが、原計画はどちらかという、量を頭に置いた存在価値のほうに重点があったけれども、今回、質、すなわち利用価値のほうへ傾斜してきたということが言えて、そのような形でこれを切って見てみますと、かなり入れ込んでいるなという気がするんですね。防災公園というのも防災利用というふうに読みかえればいいんですし、遺伝子保存だって遺伝子保存をするための利用というように考えればいいわけです。ここの活力というところに書いてあるような狭い利用だけではなくて、暮らし・環境・安全、いずれも利用という側面も強く意識しながら、今日の話もセラピーももちろんそういうことでございますし、子育てのために利用する、高齢者が利用するというような利用。

そこで、私はまとめ方としてはおそらく計画部会全体としても、現在のものをがらっと変える形にはならないから、この形のほうが無難じゃないかと。しかし、裏ペーパーはつくっておいて、利用価値というものに今回、重点を合わせたというようなことを宣伝でき

るような形のペーパーをもう1つ用意しておいて、出るところへ出たら、そういうことを言うし、それから現状にちょっと改善を加えたという形がふさわしい場のときはそれを使うしという、やや二枚舌的な、これは表現方法が二枚舌という意味ですよ、根性は変わっていないんですが。そういう形がいいかなと。その意味で原案に特に異存はありません。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

基本的に内容についてはご賛同いただいていると思うんですが、やはりどういう観点から今回、議論をしてまとめたのかというのは、少しそこに思いを書いたらどうかということじゃないかと思imasるので、幾つか……、先ほど緑の言葉の扱ひもそうですし、少しその辺……、本文にそういうのを全部、歴史認識から経緯を書くのはちょっとやりづらい気もしますので、こういう時代の中で、しかも数年前に1回、報告をまとめていますが、少し新たに出してきた視点なり、変えてきた視点というのは当然あるはずですので、その辺、少し何か工夫ですね。次回までにしておいていただけましたら。

ですから、単純にこのとりまとめ（案）の概要文とはちょっと違うと思imasるので、今のご指摘は。概要文も要るのかなという気もしますが、さらに英語もつくれとか、大分、宿題が増えてきていますが、多分、皆さんの能力ではその辺、できると思imasるので、よろしくご検討をお願いできればと思imas。

あと、せっかくなので、浅野先生、何かこういう機会に、どうでしょうか。

**【浅野教授】** 利用のことということになりますと、今までは確かに都市公園の中で、安らぎ感をどういうふうに提供していくかというワードなかったように思imasして、さっきからずっと見直したんですけれども、やっぱり安らぎというのはなくて、癒しというのはもともと医療用語でもありますし、宗教とか医療の言葉で、わりとこのごろは安直に使われていますので、むしろそういう病んだという意味ではなくて、病む前に救済する都市の空間なんだという意味合いを持って、安らぎ感を提供するというか、そういうことはお書きいただけるととてもうれしいなと思imas。そういうソフト支援というのもこれから、ボランティアな部分も含めて、充実していくんじゃないかなと思imasので、よろしくお願ひしたいと思imas。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

今のご発言に対しては何かござimasか。

**【事務局】** いろいろ考えている途中というのは、先ほどのご意見も踏まえて言imasと、思い切ったことをはっきり書こうというような気持ちで書き出すんですけれども、何

かいろいろやっているうちに現行とあまり変わらないようにという、自分の頭の中でいろいろベクトルが動くものですから、もう一回、一等最初のころ書いていた文章とかを見ながら、先生のご意見がどういうところにあったかなとか見ながら、ちょっとずつ手を入れて最終案にまとめたいと思います。

**【M専門委員】** よろしいですか、僕も。障害児教育とか、小児科の病院の中の学校とか、そういうような場合には文部科学省と厚生労働省のコラボレーションというのがものすごく必要になるんですけども、先ほどの利用価値というようなことからしましても、今、浅野先生がおっしゃった医療と宗教というようなことから言っても、文部科学省とか厚生労働省とのコラボレーションという中での緑のとらえ方というのを、そろそろしなければいけないような時期に来ているんだと思うんですね。

この中には、少しお寺とか寺社とか境内とかいうのがありましたけれども、そこを全部壊して、礼拝堂をつくるとかというようなことになってしまえば、先ほど私がお話しした人間が自然を壊して、人間の特別な感覚を壊して、全部、人工的な環境をつくるというところに行ってしまうというようなことから言うと、この辺で国土交通省も文部科学省などとのコラボレーションをもう少しきちっとやらないといけないんじゃないかと思います。

**【委員長】** 実は、本日「その他」としてしか書いていませんが、報告したいという事項が数点ほどあるということもありますので、まだまだ議論は尽きないとは思うんですが、まださらに文案を煮詰めていく機会があるということで、どうしてもこの場という方がなければ一たん……、よろしいですか。わかりました。それぞれ手短によろしく願います。

**【G臨時委員】** 今のM専門委員のお話にもあったんですけども、私、この文章を読んでいて、宗教という言葉が全然出ていないんですよ。これは政教分離の話があって抑えていらっしゃることはよくわかるんですけども、もうそろそろ……、現に、例えば都市の中の緑、さっきの墓地の話もそうなんですけれども、ちゃんと維持されてきて、それがいわゆる普通の公園とは違うということは、もうみんなわかっているわけなんです。そのところ、例えばさっきの安らぎの問題というのは、単に緑があるだけじゃなくて、宗教施設の中の緑はまた特殊な意味があると思うんですね。それは私はやっぱりきちっと評価しておくべきだと。それを歴史的文化財とか、風土とかということで逃げてほしくないなと、個人的にはそう思っています。

**【委員長】** ということで、宿題であります。それでは、どうぞ。

【I専門委員】 今回の中間とりまとめ、大変頑張ってくださいまして、ありがとうございました。我々、これを持って行って、先進国でかなり戦えるかなという感じがしております。

2つばかり、ちょっとお願いしたいんですが。4ページの対象範囲ですが、これは各家庭の庭の今後のあり方あたりをちょっと入れてほしいなと思っています。それはなぜかといいますと、先ほどの緑の質の関係もあるんですが、エコロジカルネットワークという考え方が今、国際的にはかなり大きくなってきています。例えば、街路樹を見た場合に、日本の街路樹というのは生態系というものに対する配慮といいますか、生態系が機能していない緑なんですね。

そういうことを考えますと、一番のベースが実は家庭の庭。それを今後、どういう庭にしていくのかという、エコロジカルネットワークの最小単位が実は庭なんです。それから、公園とか、街路樹とか、近くのもっと大きな公園とか、そういうふうに行く。そういった自然と共存した美しい国をつくるという原点ですから、ですから庭というものを入れてほしいなということが1つ。

それから、先ほど10ページの30%という話がございますけれども、当面としてはその辺の目標というのはやむを得ないのかなという感じがしますが、もうちょっと先を見ますと、例えば通常、国際的に言われています持続可能な社会をつくるということになりますと、理想的には60%の自然生態系が必要だろうと。地域、地域によって自然の質って違いますから、それぞれの中で最低60%を守ってやらないと、持続可能な社会というのはできていかないんじゃないかと言われていました。したがって、この辺も長期的にはその辺を目指すぐらいの話があつていいのかなと思いました。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

今のご指摘をご検討いただけると思います。ちょっと、委員の一人の立場で私のほうでお願いしたいことが1点。やはり、東京都の中の、これもご存じの方がいると思うんで、具体的に言ってしまいますと、文京区で区が管理している公園の再配置でかなり住民から反対があります。見ていますと、学会からも異論がありますし、なぜ再配置するのかという明確な説明がないと。

ですから、せっかくつくった公園について位置を未来永劫変えられないということはないと思いますが、やはりそれについては特に地域から親しまれているといういろんな歴史がある場合には、むしろ慎重にということ、できれば答申の中に盛り込んでいただいて、



なおかつ最後、運用指針にもそういうことを書き込んでいただくと。運用指針にあるからどうかなる問題ではないんですが、多分、国の立場で言える……、まあそこまでが限度だろうと思いますので、きちんと説明してくださいと。そのことは、明らかに文京区の区長と区議会は説明が不足しているのは事実だろうと思います。現に、建築学会、造園学会からも強くそういう声が出ているのは事実ですから、公園としての緑のストックを大事に扱っていないということに尽きると思うんですね。

一応、分権の時代ですから、国がそこに対して直接指導するということはできないわけですので、こういう中で少しでもそういうものを大事に扱ってくださいということは、どこかで少し盛り込んでほしいなという気がいたします。

以上です。

事前に、考えましたシナリオより大分おくれまして、進行が押しておりますが、一番重要なのは今回の中間とりまとめ(案)、冒頭に事務局からご発言がありましたように、一応、今後の検討課題を残しまして、それ以外については基本的にこの形である程度、ご了解をいただいているという前提で、さらに少し書き込みなり、文案も少し推敲したいという段階だということでありまして。一応、そういう前提で今日の中間とりまとめ(案)を今後もさらに推敲を進めるということ、つまり10ページ、11ページぐらいにかけては基本的にこの内容はこれで結構ですということ、今日も含めたいろんなご意見を踏まえて、さらに加筆をしていただく前提ですけれども、そういうことにしてよろしゅうございますか。

事務局もある程度、区切りがないとどんどん進みませんので、むしろ国土交通省の内部、また場合によっては他省庁の関係する政策のこともありますので、そこでの緑に関する重要性なりをアピールしたり、その中に盛り込んでいただくようにお互い相互に調整したりというのが、おそらく今後の事務局の大変大きな仕事としてあると思いますので、一たん、ある程度、決まっていないとやれないということがあると思いますので、そういうことで我々の小委員会、今日の時点ではこれで是非進めてくださいと。むしろ、そういうことで1回、節目だということで、引き続き1についてのブラッシュアップと、2についてはさらに今後……、全体がだんだんボリュームが増えてくる感じですが、また今後の議論展開について我々も是非協力しながらさらに練り上げていくと。そんなようなことがご了解いただければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、本日は、浅野先生、わざわざ貴重なご発表をいただきまして、ご発表

を招いたせいか、多分、最終の文案にきつとどこかに反映されていると思いますので、その点、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ホームページでの委員発表については、発表したご本人のご了解を得られる範囲でのいろんな図版を含めて、多分掲載のことでいざれ依頼が行くと思ひますので、是非そこでまだご協力いただければと思ひます。

引き続きまして、(4) その他が、実は数点ほど報告事項があるようでございますので、時間がわずかになってきましたが、手際よくよろしくお願ひしたいと思ひます。

**【事務局】** それでは、おそらく内容としては引き続き検討すべき事項というところをいろいろ書いていく上での材料ということで、本日、参考資料-3と4というのを用意してございます。これにつきましては、また次回以降も資料として提示させていただきまされども、簡単にその3と4についてご説明を最初にさせていただきたいと思ひます。

まず、参考資料-3のほうは、1つは「みどり」の利用に対する多様なニーズがありますとか、あるいは利用とか管理をめぐっていろんな課題がありますというようなことの例示をまとめたところが1つ。それから、先ほど道路、街路との連携みたいな話がございまされたけれども、連携による「みどり」の整備・保全・管理というようなもので、二本立てにしてございます。

特に、ローマ数字のIのほうでは、1番は、今日の両先生の話につながるような、「みどり」に求められる癒しの力みたいなことが書いてございます。2番目は、公園利用の調整が必要だとか、空間利用の調整が必要だとかいうような形で、ひょっとしたら技術基準みたいなものを国がきちっとやるべきだということにつながるっていく話ということで整理しています。

ページを開いていただきますと、3ページに「みどり」に求められる癒す力というようなことで、幾つかの事例を書いてございます。特に、我々がこの事例を挙げるのにちょっと意識したのは、福祉施設ですとか、医療施設と言われるものと、公園というものとのかわりがどういふようになっているのかということ、公共団体からも福祉施設との一体化というのが、やっぱり求められているという声もございまして、そういうようなことでちょっと整理しました。

1番目、これは病院の側がこういう「みどり」を整備している事例ということで、3ページに関西労災病院、4ページはM専門委員のところの聖路加国際病院。これは数年前に屋上の庭園ということで非常に我々も注目をしていたわけですがけれども、このような病院のほうでこういう空間を用意している事例もございましてということです。

5 ページに群馬のリハビリパークというのがあります。これは都市公園ではないんですけども、上の図面で見てくださいとわかるように、心臓疾患の方々のリハビリというのが中心のようなんですけれども、河川公園、いわゆる河川敷に置かれたような公園の中で、こういうリハビリのコースを隣につくって、一緒にこうやっているような事例です。特に、この図面の中でわかりますように、幾つかコースがあって、多分、どのぐらい負荷をかけるかというようなことで、幾つかコースがあるんですけれども、そういうようなものを河川空間の中で整備しているもの。

5 ページの下は、愛知県の健康の森、あいち健康プラザというのが、この建物がそうなんですけれども、健康開発、健康科学、健康情報ですとか、そういうようないろいろな施設があるものと都市公園が一体的になっていると。健康プラザの中心部分についてはどうもあいまいな存在で、都市公園からは区域が外れているというような格好になっています。

6 ページは、これはちょっと昔から、結構古い事例なんですけれども、神戸のしあわせの村です。ちょっと訂正をお願いしたいんですけれども、枠囲みに書きました社会福祉エリアと都市公園エリア、あわせて200ヘクタールぐらいあるんですけれども、数字が逆転してしまっていて、社会福祉エリアが46ヘクタールで都市公園が158ヘクタールです。

社会福祉エリアの中には、身障者の授産施設からデイサービス施設とか、特別養護老人ホームですとか、リハビリの病院ですとか、いろんな施設があります。すぐさまその公園の中に入れられるような施設ではないんですけれども、やっぱり需要としては都市公園と一体化していくというような形が求められているんじゃないかなと考えられるものです。

7 ページ以降、公園の利用上の問題ということで、幾つかの切り口でご説明をしております。1つ目は、ドッグランというのが最近はやっています。全国で大きいものだけでも、インターネットなどで調べてみますと、100カ所ぐらいはすぐ出てくるんです。都市公園の中でも、8 ページにありますように、現在、36カ所のドッグランというものが開設されています。現実的には、犬の嫌いな方もいらっしゃいますから、とはいえ一方でこういう、いわゆるペットと家族同様に生活している人がいる中で、どういような利用調整を図っていくべきなのかというようなことです。重要なのは、伸びていて、課題も大きいというような話です。

それから、12 ページは、前回、若干説明しましたけれども、キャッチボールと公園利用ということで、今日はパンフレットを入れていますが、やっぱりこれもキャッチボールという行為そのものにいろいろな子どもの社会性ですとか、コミュニケーション能

力ですとか、親と子のつながりですとか、いろんなそういういい効果がある一方で、かたいボールを使うということから、いろんな公園利用との調整があるような、そんな課題もございます。

18ページに行きますと、もっと深刻な課題で、簡単に論じられない人権問題のような話に発生しますけれども、ホームレスの問題も公園の問題としては非常に大きい問題です。先にページで言いますと、ちょっと先にホームレスの自立の支援に関する法律、23ページに簡単にその概要だけが書いてあります。

第11条のところ書いてありますが、適性な利用が妨げられるときには、自立の支援に関する施策との連携を図りつつ、適性な利用を確保するための必要な措置。これは当然都市公園としての適性な利用ということですが、このようなものを講じていくということで、いろいろ監督処分等、もっとはっきり言えば行政代執行のような格好で、野宿生活者の方々の住む場所を撤去していくというようなことも現実的にはやっております。

18ページにちょっと戻っていただきますと、都市公園というのはやっぱりこういう方々が生活の、一時的ではありますがけれども、居所にされている場所としてはかなりシェアが大きくて、公園が40.8%、河川が23.3%。18ページの真ん中ですが、道路が17%というようなことです。

先ほど、行政代執行みたいな話も含めて、都市公園の中の数字としては、真ん中に東京23区ですとか、減っていますけれども、全国のホームレスの数というのはやっぱりまだ増え続けているというようなこともございます。公園だけじゃなくて、簡単には片づかない福祉ですとか、労働行政ですとか、いろいろ関係する問題ですが、こういう問題がございます。

それから、24ページ。特定外来生物の対応ということで、これも全く話の内容が違いますけれども、きちっと対応していかなければいけない問題だということで、特定外来生物法に基づいて、いろいろな種が指定されて、それを除去していくという地道なことをやっていたいかなければいけないということです。

24ページに、その特定外来生物法で指定された外来植物ということで、オオキンケイギク、オオハンゴンソウというのが表の中にあります。さらに行くと、これ以外にもこれからコスモスとか、ポピーですとか、あるいはクローバーですとか、こういうものも指定され得る可能性があるというようなことでもございます。

25ページには、オオキンケイギクがこういう生物に指定されたということもあって、

20年ぐらい前から非常に播種がはやっていたわけですがけれども、フラワーフェスタというものを現実に中止したなんていうこともございます。

26ページは都市公園の安全確保ということで、遊具の安全に関することが最初に載っています。遊具に関しましては、一時、箱型ブランコということで問題になって、平成14年3月に、上から4行目に書いていますけれども、現在、安全確保に関する指針というものをまとめています。公園施設業協会というところがその指針にのっとって安全に関する基準というのをつくっています。こういうものをやっていますけれども、やはり事故が絶えないという中で、こういうものもこれから適切に対応していく必要があるということです。

29ページは、その中でも非常に大きく、遊具ではありませんけれども、事故ということで昨年の夏、取り上げられましたプールの事故です。埼玉県のみじ野市のプール事故が7月31日に発生しまして、その後、これ自体は教育委員会の管理の施設でしたけれども、国土交通省と文部科学省が中心になって、そこに書いてありますように、内閣官房のほうで旗が振られまして、あと関係する省庁、経済産業省ですとか、総務省とかがくつきまして、プールの全国調査などもやりました。32ページにその全国調査、どういうふうになっているかというようなことが、非常に短時間に全省庁でやったものもございます。現在はプールの安全標準指針というものをつくるために、ちょうどパブリックコメントをやっています。34ページにその指針案の体系というのを書いてございますけれども、このようなことも一方で、今やっているというような話があります。

それから、35ページは今度は防犯の話で、都市公園もやはり危ないと言われて、あるいは思われている場所の1つに現在なっているということから、例えばあまり樹木に囲い込んでブッシュ状になったもので、中が見えないということがないようにとか、37ページには秋田県の公園の防犯マニュアルというのが、作り方も含めてありますけれども、こんなこともございます。

40ページに、それではこういうものを全部まとめて、安全に関する技術基準をつくるとしたらどんなことかなということで、都市公園の技術基準というのをちょっとまとめております。都市公園だけではなくて、今、ほかにも港湾の関係でも動きがあるものですから、ちょっと挙げてございます。

今、都市公園の公園施設だけに限っていうと、建ぺい率とかほかはありますけれども、こういう安全に関していうと、「安全上、及び衛生上、必要な構造を有するものとしなけれ

ばならない」と書いてあるだけで、必ずしも技術基準として充実してございません。

一方、港湾のほうでは今度、港湾緑地がこういうものについて基準を設けようということで、現在、動きがございます。こういうようなことも、また今後、考えなければいけないかなと思っています。

あと、時間がないんで急ぎますけれども、43ページ以降、連携によって整備されている「みどり」の例ということで、特に道路空間の中の例です。定禅寺通りが45ページにございます。道路とダブルで都市計画決定されていましたが、真ん中上のほうでオープンカフェとかがいろいろある中で、道路の計画決定は追っかけ外されていったという経緯がございますけれども、このような形で非常に大きな緑の帯ができています。

それから、46ページは名古屋の久屋大通りの例ですね。それから、横浜の大通り公園。これは川の廃川敷きを使ってその溝を緑地にしていると。若干、広場的な緑地ですけども、こういうようなものがございます。

48ページはポケットパークということで、ある意味、道路事業等の公共残地。筆ごとに買いますもんですから、こういう残地が結構出てくる中で、こういう緑が生み出されているような例も載せてございます。

あと、いろんな取り組みをやっているという意味で、49ページに載せましたのは、大阪府が今年、環境行動計画モデル事業という中で、非常に広域的なものをエントリーいたしました。国土交通省が平成16年から始めて3年目なんですけれども、所管事業を積極的に、集中的にやってみようということで、モデル事業として登録されているんですが、上にありますように、いわゆる中央環状線、府道2号で池田から堺まで行っているんですけれども、この中央環状線を中心にして緑を復活させていこうということで、51ページに行ってくださいと、昔の環状帯の緑地の計画ということで、大阪緑地計画、防空緑地につながって行って、いわゆる農林業とか公園施設以外の建築というのが制限をかけたところです。その後、解除されて現在、大きな形になっていませんけれども、こういうものを復活させていこうというようなことで、公共事業、周辺の民間の企業の土地、それからいろんな市民の方々のこういう活動。その辺が52ページ、53ページに書いてありますけれども、こういうもので復活させていこうというような動きです。

54ページには若干、そういういろいろやる気を持っていただくための表彰制度、現行制度ですけども、整理をいたしました。

引き続き、参考資料－4も時間がないので。参考資料－4は利用に関する指標をちゃん

とつくっていききたいという中で、利用をどういうふうに把握しているのかということで、数枚のペーパーをまとめました。

参考資料－４の１番のところにありますように、昭和４１年から５年ないし４年おきに、そこに書いてありますように、利用者数の調査と、それから利用している方々の動機ですとか、どこから来たかですとか、そういうアンケート調査をやっています。

２ページに行っていただきますと、昭和４１年以降、５年ないし６年おきなんですけれども、こんな形で調査をやってきましたということで、これは全国の地方自治体と一緒にあって、サンプル調査をやって、そのサンプルから、例えばその日の全国の都市公園の利用者数なんていうのを出していたりします。あくまでもこれは参考値、推計値の域なんですけれども、年々、こういう調査項目も充実させながら行ってきたというようなことです。

３ページには利用者数の推移ということで、若干、春とか秋ですとか、冬の口までデータをとる時期になったりして、本当の意味での経年変化を見るデータにはなっていませんけれども、こんな形で、例えば平成１３年の休日、下から２つ目ですけれども、全国で２、６００万人ぐらいの方々が何らかの格好で１日、公園を使ったなんていうのも推計をしています。

４ページ以降、どんな利用者構成だったか、あるいはどういう来園手段があったか、５ページですけれども。公共交通機関系がなくなって自家用車、小さい公園でも自家用車で来ているというトレンドが見受けられます。

あと、６ページ、７ページにどういう施設を望むかとか、９ページに行きますと、満足度、何に満足したかというようなことをアンケートとしてとっています。

１１ページ以降、国営公園はもう少しきめ細やかにデータをとっているんですけれども、こちらのほうも利用者の属性だけではなくて、満足度というものを出しているというようなことから、利用されて役立っているというような指標をこういうところから導き出すことができるかというようなことが１つ、課題としてあります。平成１９年にこの利用実態調査を行いますので、また先生方からの意見も踏まえながら、指標でどういうものをつくるか、実際にどういうデータをこれからとっていくかというようなことも進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。すみません、長くなりました。

**【委員長】** はい、ありがとうございました。

一応、時間も迫っていますので、わりと手短に済ませたいと思いますが、何か今のご説

明のあった参考資料－３、４につきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。いかがですか。特段、よろしいですか。時間も過ぎているということもありまして、これについては、また後でお気づきでしたら、ご遠慮なく事務局にお申し出いただければと思います。

それと、参考資料－３は最低、これはどういう扱いにするんですか。報告の中に参考資料、こういうものをさらにつけて、また審議会の１つのまとめた冊子みたいにするのか。ホームページ上でこういうのは検索可能としておくのか。これについて何かお考えとかはあるのでしょうか。

**【事務局】** これは、参考資料と書いてありますように、一般的に公表する資料という扱いに、現段階ではしておりません。ホームレスの問題ですとか、かなり微妙な問題がありますので。最終的に、今まで使っているようなものも含めまして、中間とりまとめではなくて、最後の全体をとりまとめるときに資料集みたいなのを一括してつくっていくのかなと思っています。必要があれば、途中段階で今までのものを整理して、置いておくというのも必要な作業かなと思います。

**【委員長】** わかりました。例の中心市街地のときの法改正とかを含めまして、歴史的風土もそうですが、少し印刷をしていると、後々、非常にコンパクトに、審議会自体がかなり膨大になるものですから、費用のほうがあると思うんですが、もし可能であれば、そのうちご検討していただけるとなかなかいいのかなという気もしますので、ちょっとお金のことで手間がかかりますが、少しご検討いただければと思います。

特段なければ、時間も５分ほど超過していますので、これで終わりにしたいと思います。皆様方、よろしゅうございますか。

それでは、最後、事務局から今後の事務連絡を含めまして、またもし一言、ごあいさつがあるようでしたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【事務局】** まず、今後の進め方ということで、資料－４をお配りしています。本日、基本的にその前半部分を中心にご了解をいただいたということで、今日のご意見も踏まえまして、なるべく早い時期にもう一回、まとめようと思います。まとめたものを先生方のお手元にお届けしようかなと思います。

今回、１月２９日、真ん中の第５回で太字になっていますけれども、いろんな事務的事情もあって、次が４月まで時間が飛びます。その次の５月で正式には中間とりまとめを部会に報告していくというような段取りになるのかなと思っています。現実的には、次の



4月以降、6回、7回、それから8回は特にそこだけ中心になりますけれども、引き続き検討すべき事項に話がシフトしていくんじゃないかと思います。

ちょうど5回と6回の間に、2箇月間ぐらい日にちがあいてございますけれども、1つ、まだ調整未了ですけれども、今、都市・地域整備局の中で動いています3つの小委員会の合同の小委員会と前回、申しあげましたけれども、時間ですとか、足並みがなかなかそろわないところもあるんですが、現在、いわゆる懇談会のようなもの、今、中間とりまとめに向けてどんなことを考えているのかというようなことに対するフリーディスカッションのようなものかできないかなということで、現在調整しております。それができれば3月ぐらいに行うように調整を進めていきたいなと思います。

それと、もう1つ。この小委員会としてのまとめをパブリックコメント書けるか書けないか。全体のほかの小委員会とか部会とかの動向もあるんですけれども、そういうことも調整しながら、この委員会の中では、小委員会の中間報告という形の中では、できればこの2箇月間の中で、このパブリックコメントというのも1回かけて聞いてみたいなと思っております。その裏も同じようなことが書いてございますけれども、そんな形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど言いました3月に懇談会を行う場合はまたいろいろな調整もございまして、委員の先生方、全員ということになってしまうと、40人、50人という話になってしまいますので、その辺については委員長と委員長代理の先生とか、プラスアルファとか、そういうような格好で現実的には懇談会は開催させていただくことになるかと思っておりますけれども、それもまた全体、調整中でございますので、また調整させていただきたいと思っております。

**【委員長】** 今、ご説明がございました資料4につきまして、ご質問とかよろしいですか。以前、検討されていたようですが、やはり合同小委員会になると多分人数があまり多過ぎて、おそらく会議にならないのかなという感じもします。多分、そういうことも含めて、どうするかをご検討をいただいているんだらうと思います。また、公園緑地につきましては、やはり国民広くからの支援の声になりませんと、公園緑地特定財源があるというわけでもないの、公共事業としてはかなり規模としても小さい分野で、広く国民の支援こそが唯一のと言いましたら変であります、非常に大きな支えですので、可能であれば何かそういう意見を求めるプロセスを踏んでできたというほうがよろしいかなと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

それから、ご欠席の委員については、今日で一応締めたということがありますので、是非個別にちょっとご説明に行ってください、またこういう点を特に加筆してほしいということがあれば、可能な範囲で、できる限り取り入れていただいで、事務局判断でしていただく部分もあると思いますし、少し迷った部分については委員長の私に相談ということで、あまり細部の字句修正を各委員に諮っていますとまた大変ですので、一応、こういう趣旨に沿ったという上での細部の加筆修正の作業については、事務局を信頼してお任せいただいで、最終的に私のほうでも確認すると。また、最後、文案についてできたところで各委員に送っていただくと。そんなようなやりとりにさせていただければなと思います。

それでは、最後、何か、もし一言、締めあいさつがあるようでしたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうござひますか。

**【大臣官房審議官】** それでは、よろしいでしょうか。本当に、昨年9月から5回にわたりまして、各委員の先生から貴重なご意見をいただいで、それなりに中間とりまとめという形で見えてきたと思ひておひます。

本日、いただひご意見の中で、くつろぎ、安らぎの醸成とか、ストレスの軽減とかいいうご指摘も、実はこの中間報告の3ページのところに若干、それらしいことも書いてござひますので、もう少し全体的にそれが強調されるような形で書きたいということと、それから利用についての意義なんですけれども、これも12ページのところに「ストックのもたらす効果を総合的に高める」ということで、活用、あるいは利用という点をこの部分でももう少し書き込んでいきたいと思ひておひます。

そのほか、いろいろ概要版をつくるとか、あるいは中間とりまとめの内容が一覧してわかるような形で目次をつくるとか、もうすこしプレゼンテーションの仕方についても事務局として考えていきたいと思ひておひます。どうもありがとうございました。

**【委員長】** それでは、以上をもちまして終わりにしたいと思ひます。本当に今日は長時間、ご審議いただきましたありがとうございました。また、事務局の方々、分厚い資料、大変だったと思ひます。ありがとうございました。これで終わりにします。

— 了 —